

[愛知県石油コンビナート等防災計画・地域編]

名古屋港臨海地区特別防災区域

第2章 東海市域

令和6年2月修正

目 次
〔名古屋港臨海地区特別防災区域〕
第2章 東海市域

第1節 防災組織	東	1
第1 現地本部	東	1
第2 事業所における防災体制	東	9
第3 応援協力体制	東	23
第2節 通報連絡体制	東	24
第1 通報系統	東	24
第2 情報の収集及び伝達	東	26
第3 災害広報	東	27
第3節 救出救護	東	28
第4節 避難	東	29
第5節 警戒警備	東	32
第6節 緊急輸送	東	33
第7節 交通規制	東	34
第8節 災害別応急対策	東	41
第1 屋外タンク貯蔵所における災害	東	41
第2 陸上施設からの海上流出油等	東	43
第3 着岸船舶からの海上流出油等	東	45
第4 海上火災	東	45

第2章 東 海 市 域

第1節 防 災 組 織

第1 現地本部

1 現地本部の組織

(1) 現地本部長及び現地本部員

総論編第3章第3節1「設置基準」に従い、東海市に現地本部を設置する場合における現地本部の組織は、総論編第3章第3節2「現地本部の組織」に定めるほか次のとおりとする。（図－1）

ア 防災本部長があらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員は、表－1のとおりとする。

イ 災害の規模及び状況に応じて防災本部長及び指名する現地本部員は、表－2のとおりとする。

ウ 現地本部に現地本部長を補佐するため、現地本部長補佐を置き、副市長及び教育長をもってこれに充てる。

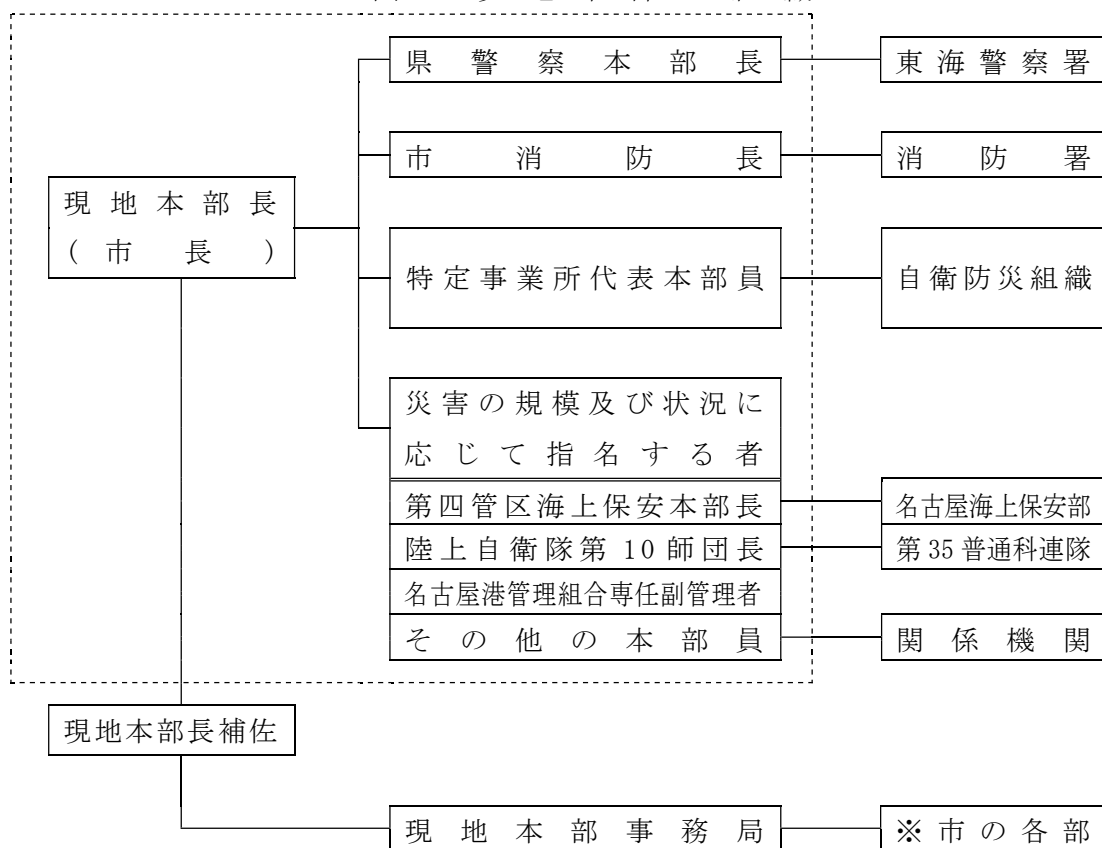
表－1 あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
東 海 市 長	愛知県警察本部長（代理者 東海警察署長又はその署長の指名した者） 東海市消防長、特定事業所代表（東レ㈱東海工場長）

表－2 災害の規模及び状況に応じて指名する者

現 地 本 部 員	指 名 の 基 準
第四管区海上保安本部長	災害が海上に及び若しくは及ぶおそれのある場合
陸上自衛隊第10師団長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われる場合
名古屋港管理組合専任副管理者	名古屋港域に災害が及び若しくは及ぶおそれのある場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

図-1 現地本部の組織



(注) ※印は、東海市災害対策活動要領の規定（別表1）に準じて組織されるものである。

別表1

各部の事務

1 総務部

課等	事務
総務法制課	1 部の庶務に関すること。 2 防災危機管理課の事務に協力すること。
交通防犯課	1 交通情報の収集及び広報に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査に関すること。 3 所管施設の災害復旧に関すること。 4 防災危機管理課の事務に協力すること。
防災危機管理課	1 災害対策本部会議の運営及び庶務に関すること。 2 気象予警報その他緊急情報等の収集及び伝達に関すること。 3 非常配備に関すること。 4 防災無線の運用に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 広域避難場所及び避難所設置に関すること。 7 自主防災会に関すること（地域班の事務に関するものを除く。）。 8 避難指示区域及び広域避難場所の指定に関すること。 9 被害状況の総括に関すること。 10 国、県及び他の市町村への災害派遣要請に関すること。 11 災害時相互応援協定による応援要請に関すること。 12 各部課等の連絡調整に関すること。
市民協働課	1 所管施設の被害状況の調査に関すること。 2 所管施設の災害復旧に関すること。 3 防災危機管理課の事務に協力すること。
検査管財課	1 所管施設の被害状況の調査に関すること。 2 所管施設の災害復旧に関すること。 3 公用車の使用の統制に関すること。 4 緊急通行車両確認の申出に関すること。 5 防災危機管理課の事務に協力すること。
税務課	1 罹災証明の発行に関すること。 2 災害による住家の被害調査に関すること。 3 防災危機管理課の事務に協力すること。
収納課	1 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。
会計課	1 義援金の収支に関すること。 2 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。
監査委員事務局	1 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。
議事課	1 議員との連絡調整に関すること。 2 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。

2 企画部

課等	事務
秘書課	1 国、県その他の関係者の被害視察の総括に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
職員課	1 職員の出勤状況の把握及び派遣の総括に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
財政課	1 災害復旧計画の取りまとめに関すること。

	2 広報課の事務に協力すること。
企画政策課	1 部の庶務に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
広報課	1 市民への広報活動に関すること。 2 報道機関に対する情報の提供及び協力要請に関すること。 3 各種広報媒体の利用に関すること。 4 記録写真の撮影及び保存に関すること。
デジタル推進課	1 電子計算機の被害状況の調査に関すること。 2 電子計算機の災害復旧に関すること。 3 広報課の事務に協力すること。

3 市民福祉部

課等	事務
市民窓口課	1 住民異動届、戸籍届出、証明書発行等に関すること。 2 罹災地災害相談所に関すること。 3 パスポートセンターの被災状況の調査に関すること。 4 パスポートセンターの災害復旧に関すること。 5 社会福祉課の事務に協力すること。
国保課	1 社会福祉課の事務に協力すること。
社会福祉課	1 被災心身障害者の更生援護に関すること。 2 被災生活保護世帯等に関すること。 3 広域避難場所及び避難所における被服、寝具、食糧品等生活必需品の調達及び供給に関すること。 4 被災者の生活相談に関すること。 5 仮設住宅の入居者の選定に関すること。 6 日本赤十字社その他ボランティアへの連絡及び協力要請に関すること。 7 要配慮者の情報収集に関すること。 8 被災者台帳の作成に関すること。 9 義えん金品及び見舞金品に関すること。 10 広域避難場所、避難所及び避難者の取りまとめに関すること。 11 災害ボランティアセンターに関すること。 12 部の庶務に関すること。
女性・子ども課	1 被災母子等に対する母子福祉資金又は寡婦福祉資金等の貸付けに関すること。 2 所管施設の被害状況の調査に関すること。 3 所管施設の災害復旧に関すること。 4 幼児保育課及び社会福祉課の事務に協力すること。
幼児保育課	1 園児の引渡し又は避難誘導に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査に関すること。 3 所管施設の災害復旧に関すること。 4 社会福祉課の事務に協力すること。
健康推進課	1 医師会等との連絡調整に関すること。 2 医療救護班の編成及び派遣に関すること。 3 救護所の運営に関すること。 4 災害救護用医薬品の調達に関すること。 5 避難者の保健指導に関すること。 6 所管施設の被害状況の調査に関すること。 7 所管施設の災害復旧に関すること。

高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者及び高齢者あんしん見守り登録者の情報収集に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査に関すること。 3 介護保険施設等の被害状況の調査に関すること。 4 所管施設の災害復旧に関すること。 5 健康推進課の事務に協力すること。
--------	--

4 環境経済部

課等	事務
農務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、ため池、用水路等の樋門の開閉及び危険箇所の巡視に関すること。 2 農業関係の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 3 農業用施設、農地及び農作物の被害状況の調査に関すること。 4 家畜及び家きん（鳥）の被害状況の調査に関すること。 5 所管施設の被害状況の調査に関すること。 6 所管施設の災害復旧に関すること。 7 土木課の事務に協力すること。
商工労政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者に対する災害復旧融資対策に関すること。 2 生活関連物資のあっ旋に関すること。 3 所管施設の被害状況の調査に関すること。 4 所管施設の災害復旧に関すること。 5 勤労センターの宿泊者の避難誘導に関すること。 6 農務課の事務に協力すること。
生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境汚染の緊急調査に関すること。 2 不浄箇所の消毒に関すること。 3 防疫に関すること。 4 死体の処理に関すること。 5 所管施設の被害状況の調査に関すること。 6 所管施設の災害復旧に関すること。 7 部の庶務に関すること。
清掃センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿処理に関すること。 2 ごみの処理に関すること。 3 所管施設の災害復旧に関すること。 4 ごみの収集及び運搬に関すること。 5 環境経済部内の他の課等及び土木課の事務に協力すること。
農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農務課及び土木課の事務に協力すること。

5 都市建設部

課等	事務
都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市街地の建築制限等に関すること。 2 部の庶務に関すること。 3 土木課の事務に協力すること。
建築住宅課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。 3 被災宅地の危険度判定の実施に関すること。 4 建設（建築）業者への協力要請に関すること。 5 所管施設の被害状況の調査に関すること。 6 所管施設の災害復旧に関すること。 7 土木課の事務に協力すること。

花と緑の推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧に関する事。 3 緑地及び街路樹の被害状況の調査に関する事。 4 緑地及び街路樹の災害復旧に関する事。 5 建設（土木・造園）業者への協力要請に関する事（所管施設、緑地及び街路樹に係る部分に限る。）。 6 土木課の事務に協力する事。
土木課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 土木施設（所管外施設を含む。）の応急復旧に関する事。 3 所管施設の災害復旧に関する事。 4 急傾斜地崩壊危険区域等における情報収集に関する事。 5 避難指示区域内の避難誘導に関する事。 6 緊急輸送路の確保に関する事。 7 資材、土木機械器具等の確保に関する事。 8 建設（土木）業者への協力要請に関する事（花と緑の推進課の事務に該当するものを除く。）。 9 水防対策に要する資材、器具等の備蓄、調達及び供給に関する事。 10 防潮樋門の開閉に関する事。
用地課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木課の事務に協力する事。
中心街整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 太田川駅周辺土地区画整理事業の施行区域（中心街整備事務所の管理する公共施設等に限る。）の被害状況の調査及び災害復旧に関する事。 2 土木課の事務に協力する事。
新駅周辺整備推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木課の事務に協力する事。
市街地整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地再開発事業及び土地区画整理事業（太田川駅周辺土地区画整理事業を除く。）の施行区域の被害状況の調査及び災害復旧に関する事。 2 土木課の事務に協力する事。

6 水道部

課等	事務
経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 土木課の事務に協力する事。
水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧に関する事。 3 指定給水装置工事業者への協力要請に関する事。 4 断水地域の把握及び広報に関する事。 5 応急給水に関する事。 6 土木課の事務に協力する事。
下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧（排水路の応急復旧を除く。）に関する事。 3 公共下水道排水設備工事業者への協力要請に関する事。 4 土木課の事務に協力する事。

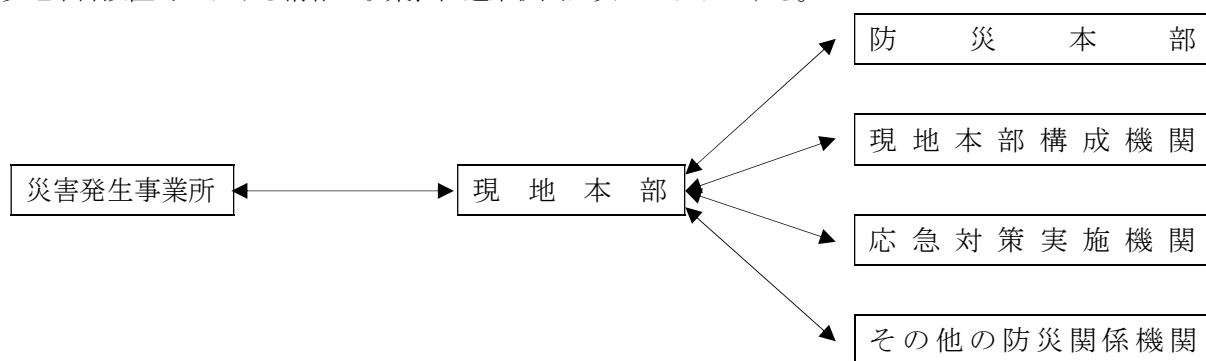
7 消防部

課等	事務
庶務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関すること。 3 所管施設の被害状況の調査に関すること。 4 所管施設の災害復旧に関すること。 5 関係機関との協定に基づく応援要請に関すること。 6 部の庶務に関すること。
予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者、危険物取扱施設等への情報の伝達、対応策の指導、確認及び安全指導に関すること。 2 防災の広報及び避難の指示に関すること。 3 非常通信体制に関することについて、警防課の事務に協力すること。
警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助及び救急に関すること。 2 他機関との協力体制に関すること。 3 水、火災その他の予防警戒及び防御に関すること。 4 非常通信体制に関すること。 5 事業者、危険物取扱施設等への情報の伝達、対応策の指導、確認及び安全指導に関することについて、予防課の事務に協力すること。

8 教育部

課等	事務
学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童及び生徒の学用品の支給に関すること。 2 被災生徒の育英奨学に関すること。 3 被災児童及び生徒の健康管理に関すること。 4 被災児童及び生徒の学校給食に関すること。 5 文教施設における避難所の開設及び運営の協力に関すること。 6 所管施設の被害状況の調査に関すること。 7 所管施設の災害復旧に関すること。 8 部内の職員の動員に関すること。 9 部の庶務に関すること。
社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興のための社会教育に関すること。 2 社会教育団体への協力要請に関すること。 3 文化財の被害状況の調査に関すること。 4 文化財の災害復旧に関すること。 5 所管施設の被害状況の調査に関すること。 6 所管施設の災害復旧に関すること。
スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関すること。 2 所管施設の災害復旧に関すること。
中央図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関すること。 2 所管施設の災害復旧に関すること。 3 他課の事務に協力すること。
管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関すること。 2 所管施設の災害復旧に関すること。
文化芸術課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理課の事務に協力すること。

現地本部設置時における情報の収集、伝達系統図は次のとおりとする。



2 現地本部の活動

(1) 情報の収集、伝達

ア 情報の収集

(ア) 災害発生事業所からの通報

災害発生事業所は、現地本部へ災害の状況、応急対策の実施状況等を逐次報告する。

(イ) 防災関係機関からの収集

防災関係機関は、現地本部へ自機関の実施した応急対策の実施状況等を逐次報告する。

イ 防災本部への報告

現地本部長は、総論編第5章第2節「災害情報の収集及び伝達」に定めるところにより、収集、取りまとめた資料を防災本部事務局へ報告する。

ウ 防災関係機関への伝達

現地本部事務局は、他の防災関係機関が行う災害応急対策に必要な情報、資料を提供するものとする。

(2) 活動体制の調整

現地本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関の実施する活動を調整するものとする。

(3) 応援要請

現地本部長は、災害応急対策を実施するうえにおいて必要があると認めるときは、防災本部長に対して応援を要請するものとする。

3 現地本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

現地本部の設置場所は原則として次の場所とする。ただし防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所とすることができる。

現地本部設置場所	事務局	電話番号
東海市役所 (201 会議室)	防災危機管理課	(052) 603-2211 (0562) 33-1111

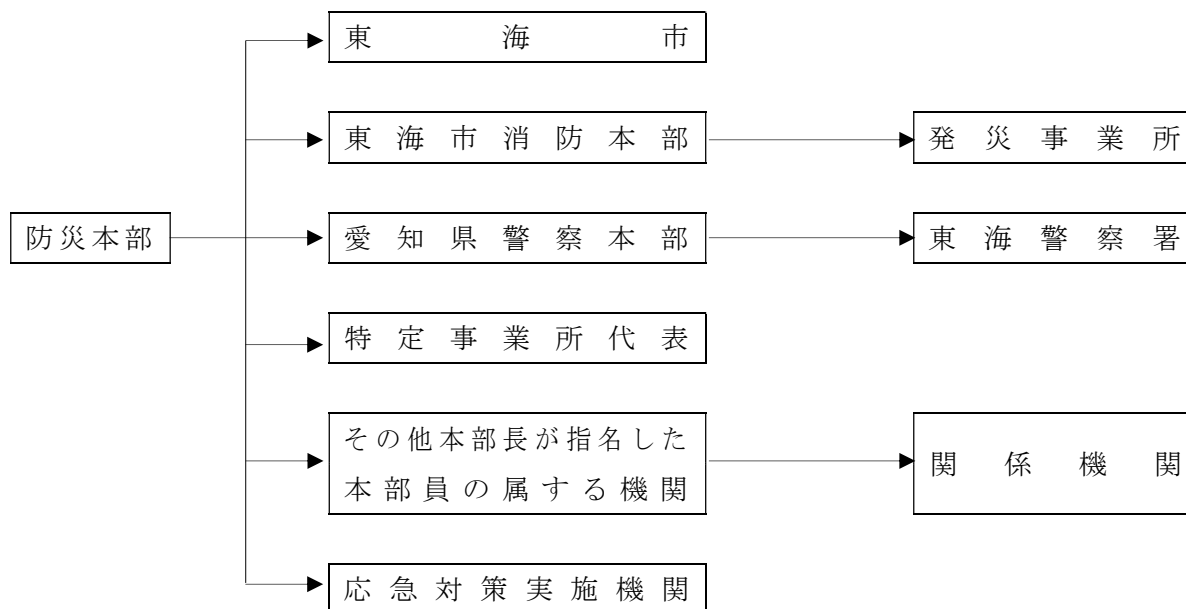
(2) 現地本部の表示

現地本部の標識は、現地本部が設置された市役所又はその他の場所の正面玄関等に掲示する。

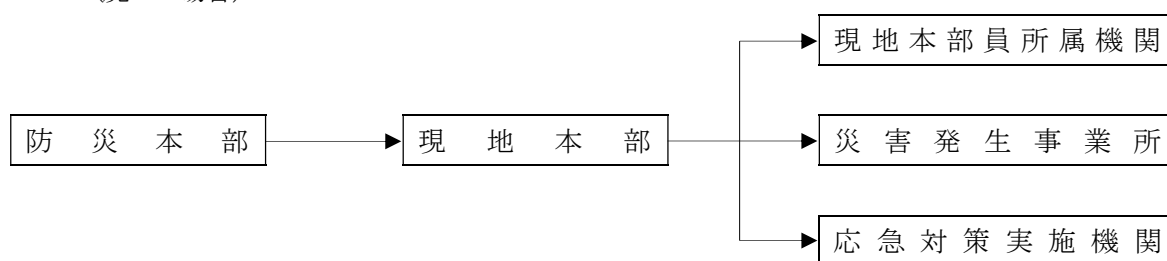
(3) 設置及び廃止の通知

設置及び廃止の通知は、次に定めるところにより行い、現地本部設置場所及び設置若しくは廃止時刻を通知する。

(設置の場合)



(廃止の場合)



第2 事業所における防災体制

1 自衛防災組織

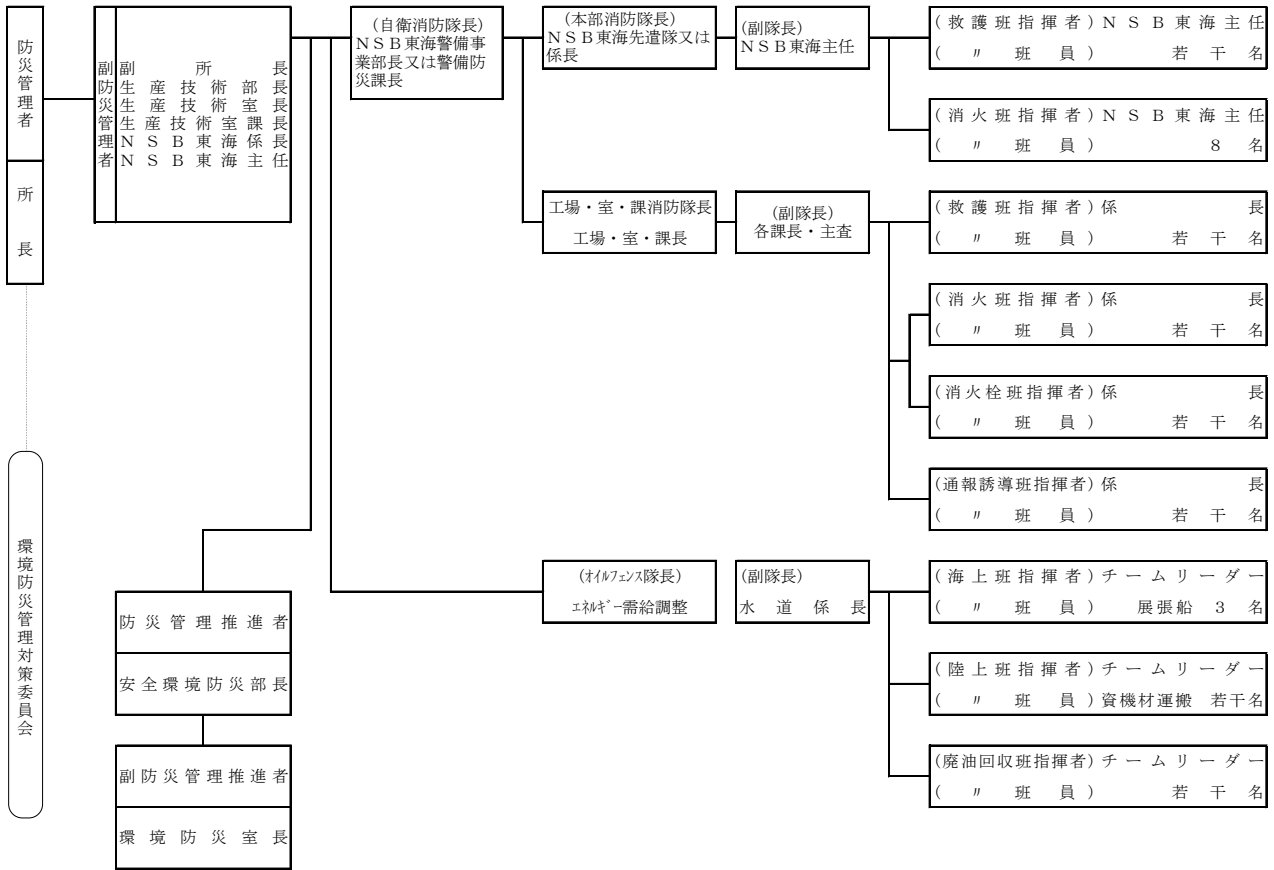
(1) 防災管理者及び副防災管理者

記号	事業所名	防災管理者	副防災管理者
ア	日本製鉄(株)名古屋製鉄所	所 長	副所長 他16名
イ	東レ(株)東海工場	工 場 長	ケミカル製造部長 他15名
ウ	大同特殊鋼(株)知多工場	工 場 長	/
エ	三洋化成工業(株)名古屋工場	工 場 長	
オ	愛知製鋼(株) 知多工場・鍛造工場	全社対策本部長	
カ	三洋化成ロジスティクス(株)	社 長	

(2) 組織図及び指揮命令系統

ア 日本製鉄(株)名古屋製鉄所

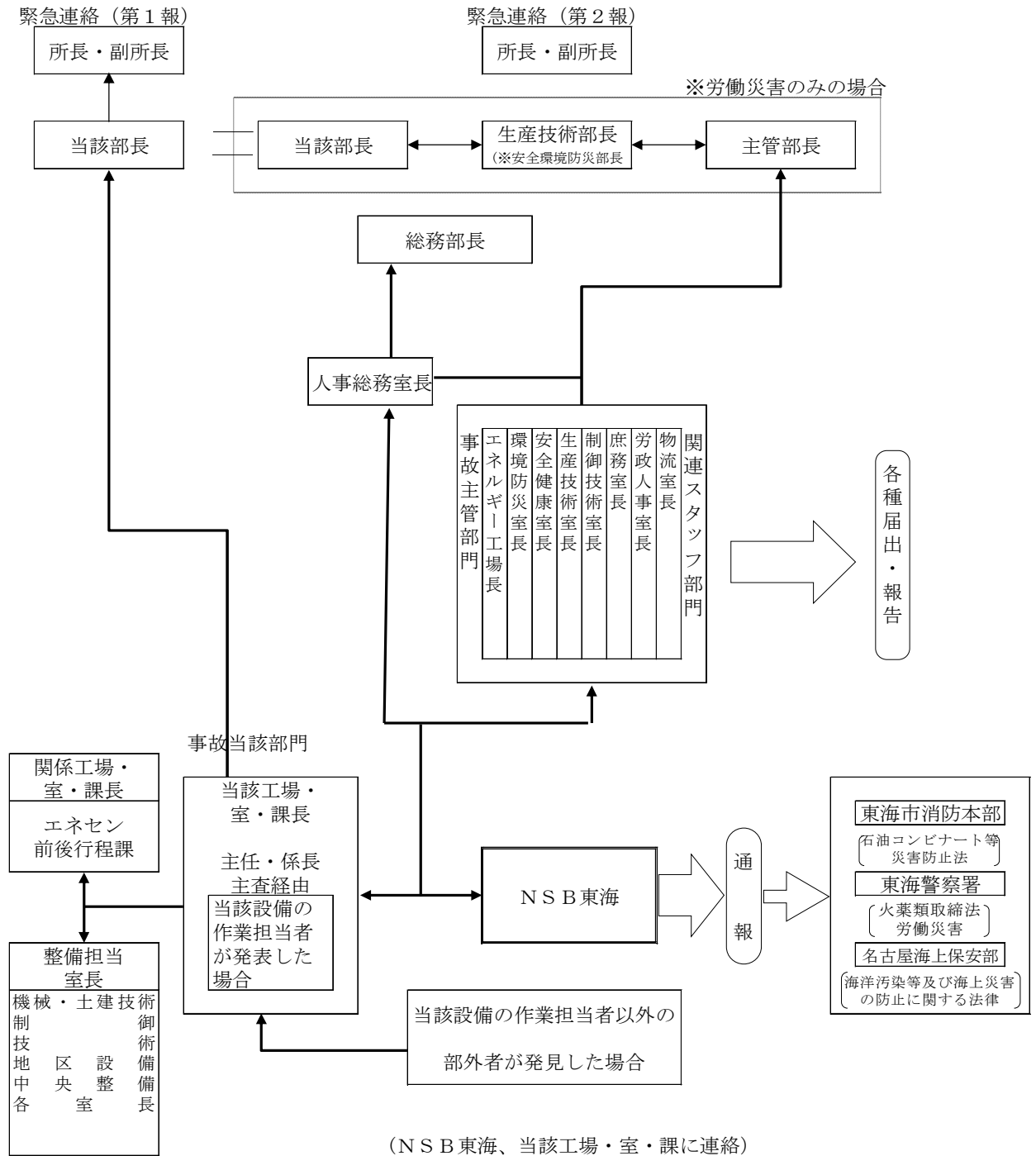
(ア) 組織図



(イ) 各班の所掌業務

隊 別	班 別	所 掌 業 務
1. 本部消防隊 (保安グループ)	救 護 班	救急車両による負傷者の医療機関への搬送。 (応急手当を含む)
	消 火 班	消防車両等による消火活動。
2. 工場・室・課 消防隊	救 護 班	負傷者の応急手当と救急車両の誘導。
	消 火 器 班	消火器による初期消火活動。
	消 火 栓 班	消火栓による初期消火活動。
	通 報 誘 導 班	① 本部消防隊への通報及び消防車両等の現場誘導。 ② 避難者の誘導その他連絡・指示等の伝達。
3. オイルフェンス隊	海 上 班	① 船艇(展張船)による警戒パトロール。 ② オイルフェンス展張による流出油の拡大防止。 ③ 油吸着材・油処理剤等による流出油の処理。
	陸 上 班	流出油の処理に係わる防災資機材等の運搬。
	廃油回収班	バキュームカーによる流出油の回収。

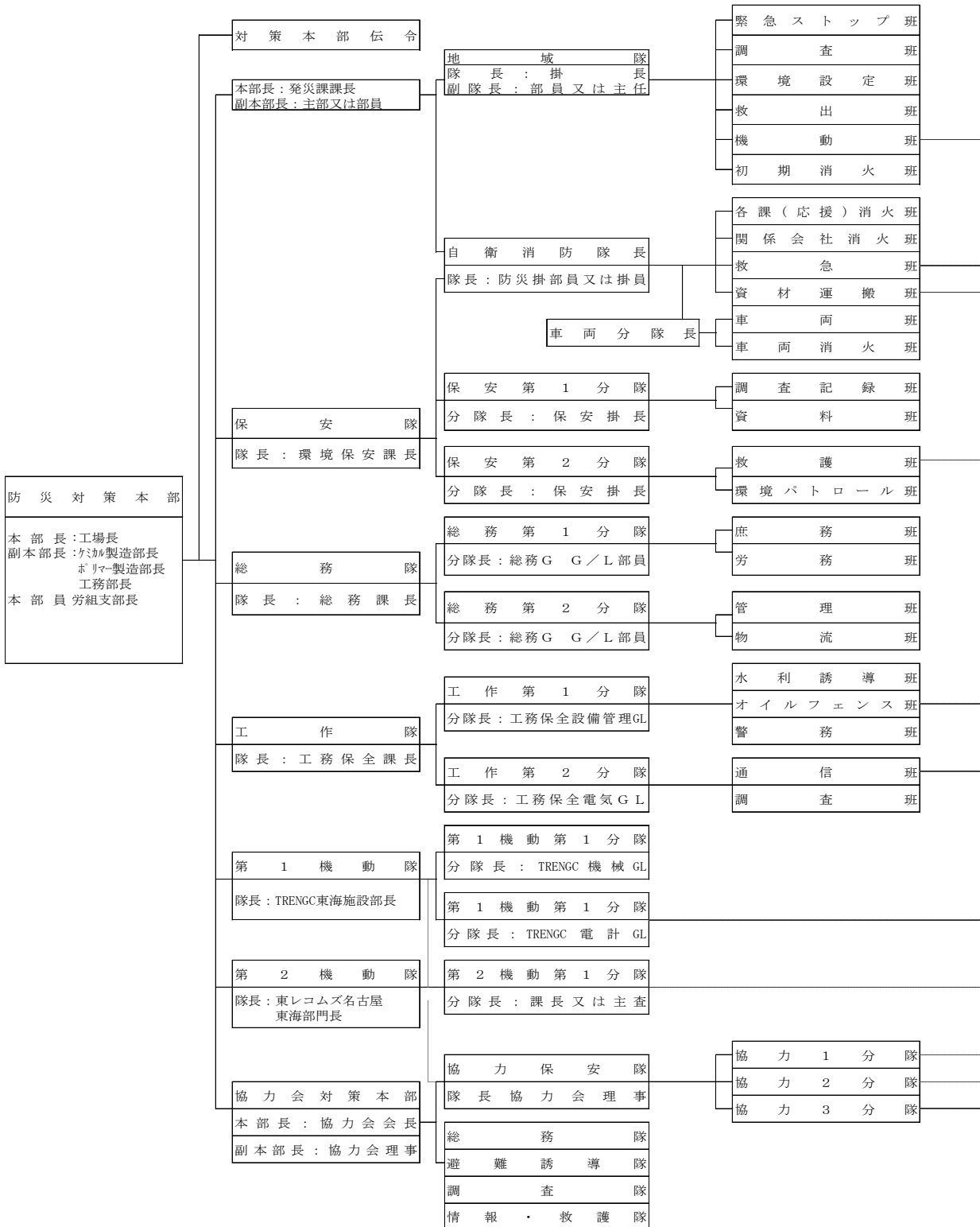
(ウ) 緊急連絡通報ルート



※欄外（社外・寮地区）の火災通報は、発見者が公共電話119番にて公設消防機関に行う。
 ※協力会社で事故が発生した場合は、監督工場・室・課又は当該協力会社から直ちにNSB東海、
 事故主管部門関連スタッフ部門へ連絡する。
 ※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に係る名古屋海上保安部への通報は「環境防災室」より行うこともある。

イ 東レ(株)東海工場

(ア) 組織図

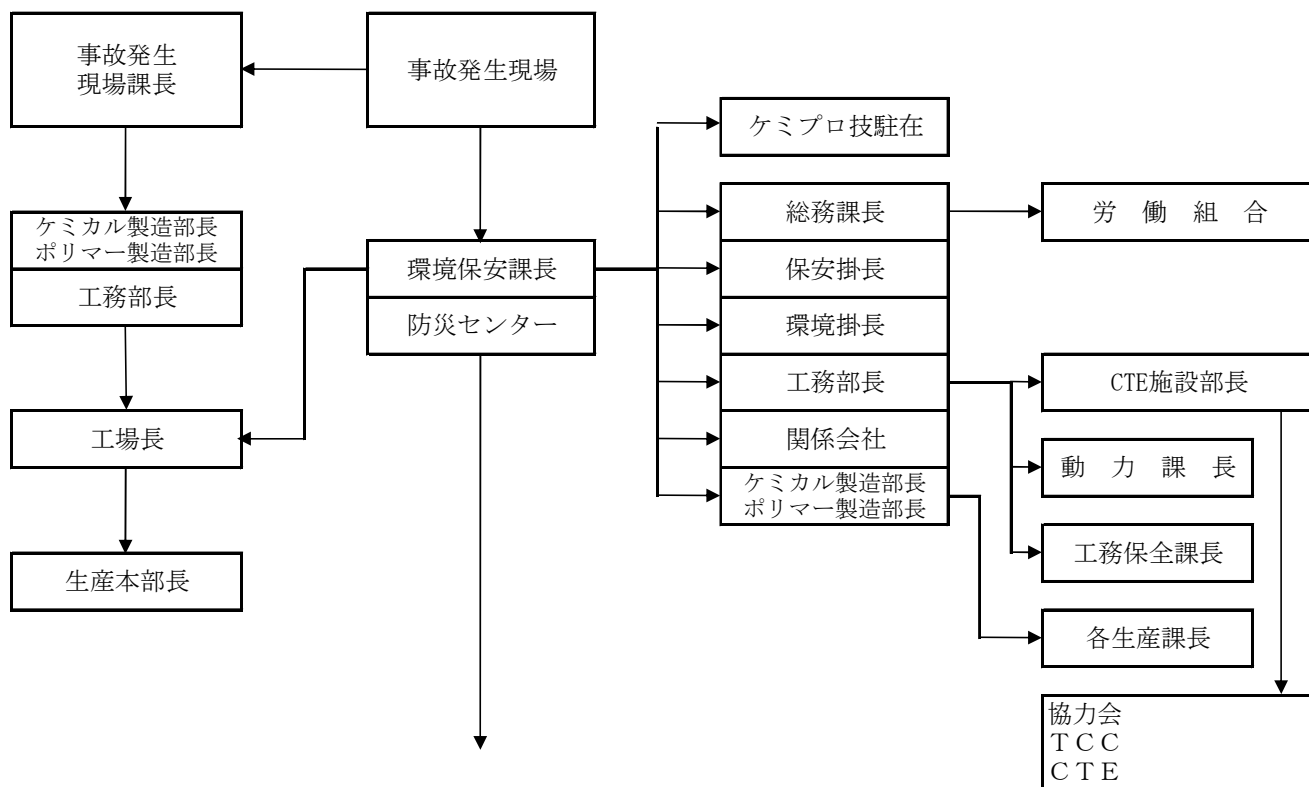


(イ) 各班の所掌業務

各分隊の所轄事項

隊名	分隊名	所轄事項
保安隊 (環境保安課)	保安第1分隊	指示伝達の全館放送、官公署への通報、公設消防隊及び保安協への応援要請、自衛消防隊への間接指示、外線電話への対応
	保安第2分隊	負傷者の手当て、広報資料の作成、地域住民への広報、医薬品及び衛生材料の調達、官公署提出資料の作成、環境測定及び解析
総務隊 (総務課)	総務第1分隊	隣接企業への報告、報道関係者への対応、各種団体への連絡、会社幹部への連絡一般庶務、従業員対策、家族対策通勤手段の確保、仮眠室の確保、非常食の配布、外線電話の対応、発表資料の作成・記録
	総務第2分隊	生産管理、資金調達、社外情報の収集 物流業務の統括、輸送車両の確保、資機材の手配調達
工作隊 (工務保全課)	工作第1分隊	機械設備の被災状況調査、水利誘導、入場規制、交通規制、オイルフェンス展張、気象情報の収集、官公署提出資料の作成、対策本部への応援
	工作第2分隊	電気計測設備の被災状況調査、有線電話の設置、官公署提出資料の作成、対策本部への応援
第1機動隊 (CTE)	第1機動 第1分隊	工作隊とも連携をとり、協力保安隊への指揮統括 機械、建築設備の応急工事、応急資材の調達、土のう積み
	第1機動 第2分隊	工作隊とも連携をとり、協力保安隊への指揮統括 電気計測設備の応急工事、応急資材の調達、土のう積み
第2機動隊 (名南サービス)	第2機動 第1分隊	対策本部への応援活動
協力保安隊 (協力会)	協力第1分隊 協力第2分隊 協力第3分隊	第1機動第1、2分隊長の命により機械、電気、計測、建築関係の応急資材の調達、運搬、復旧工事への協力、土のう積み

(ウ) 緊急連絡系統図

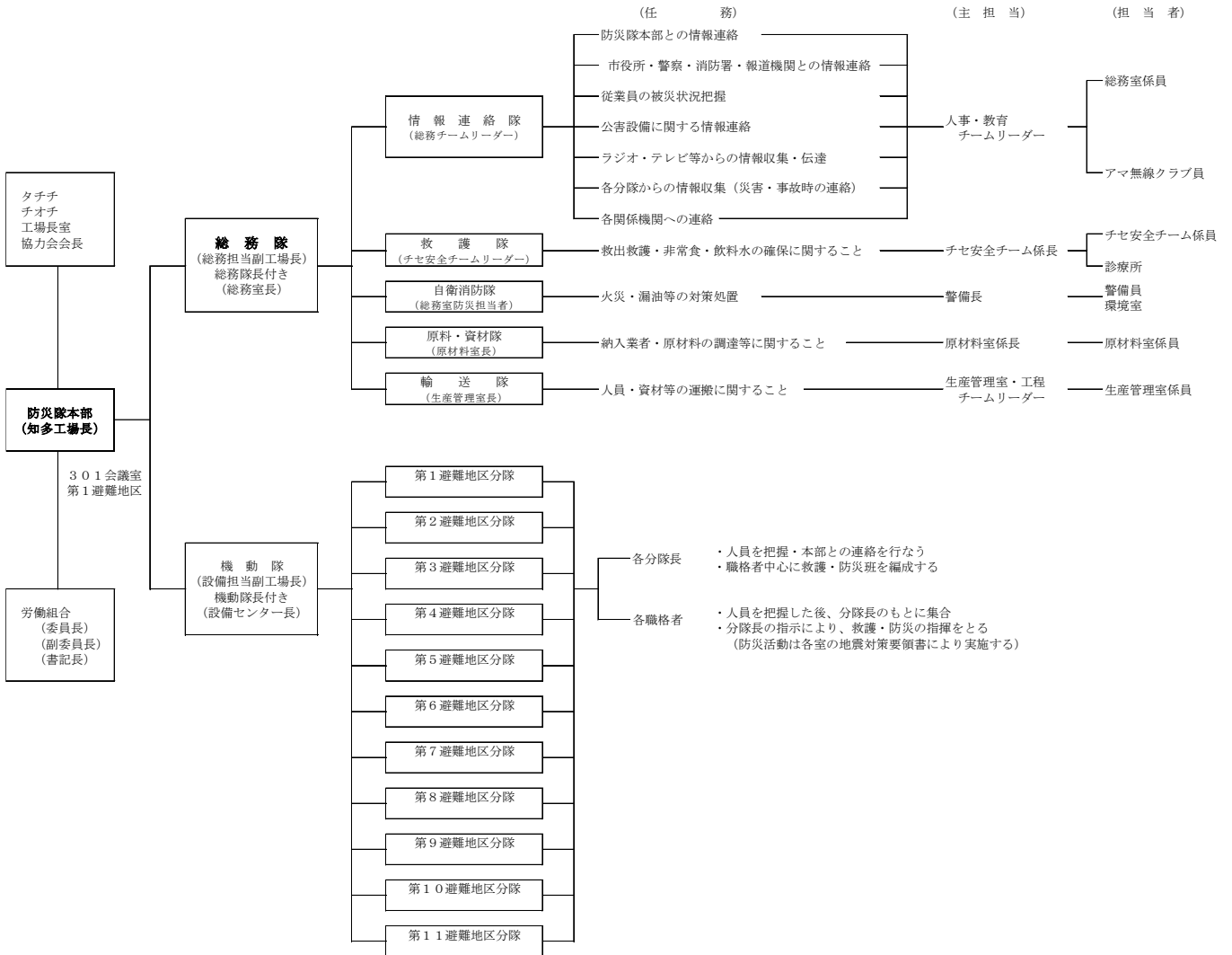


官公署および隣接工場	区分				
	火災	爆発	人災	危険物漏洩	公害
東海市消防本部	○	○	○	○	○
東海警察署	○	○	○	○	○
東海市生活環境課	○	○		○	○
知多県民事務所	○	○		○	○
知多保健所	○	○		○	○
名古屋海上保安部	○海上	○海上	○	○海上	○海上
名古屋港管理組合	○	○		○海上	○海上
半田労働基準監督署	○	○	○	○	
中部近畿産業保安監督部	○	○	○	○	○
県消防保安課	○	○		○	○
三洋化成	○	○		○	○
トヨタ自動車	○	○		○	○
アロン化成	○	○		○	○
九号地共同防災				○	
中日本高速道路(株) 豊田保全・サービスセンター	○	○		○	○

ウ 大同特殊鋼株知多工場

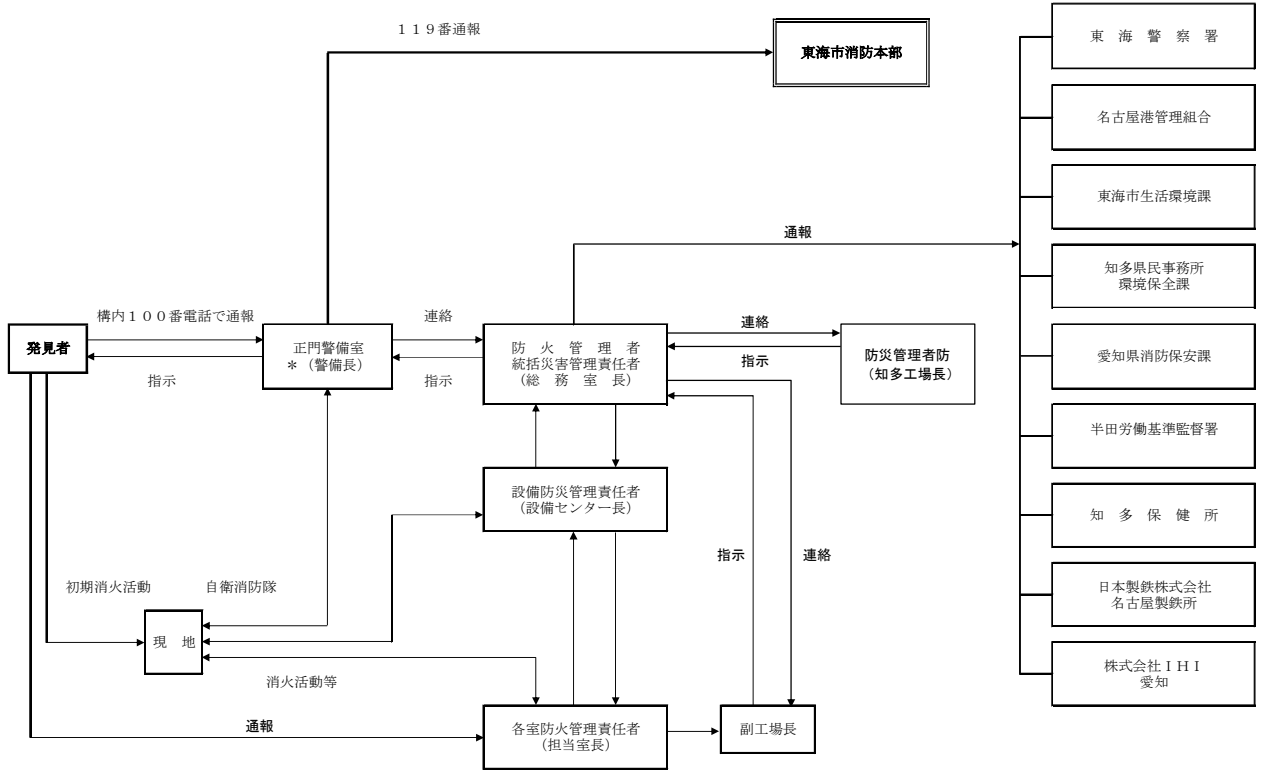
(ア) 組織図

自衛防災隊の組織と任務



(イ) 緊急連絡系統図

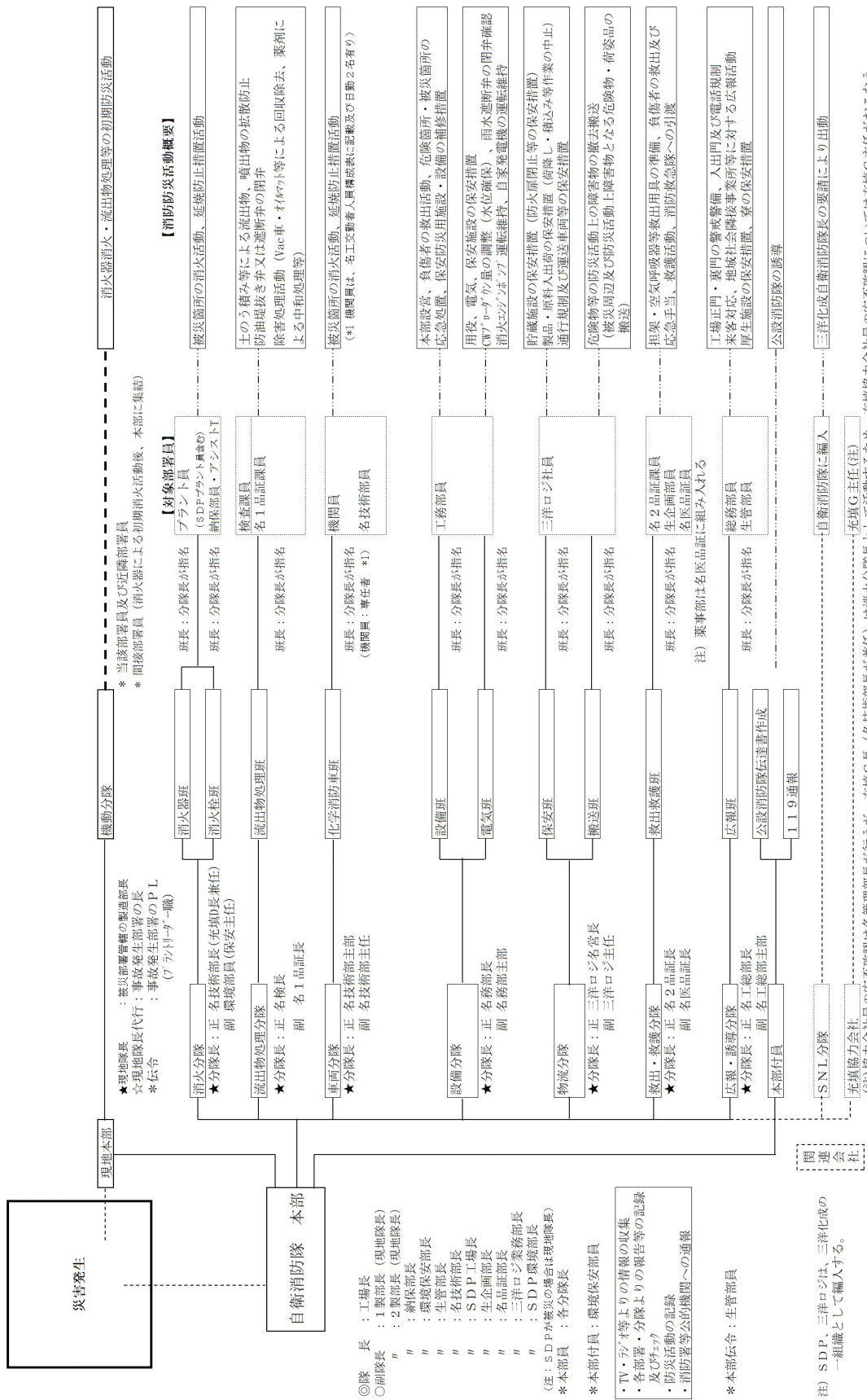
異常時の連絡体制



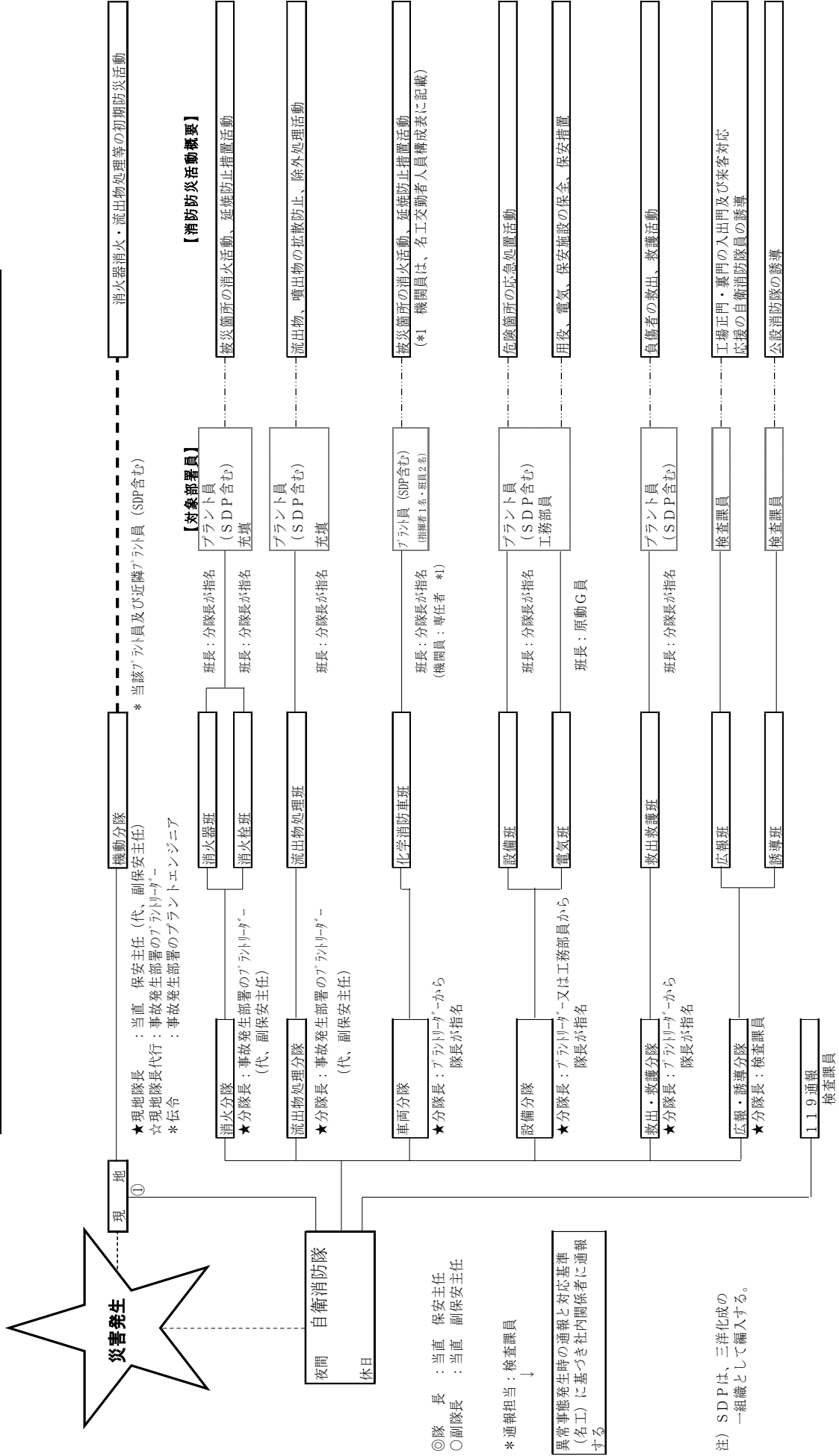
三洋化成工業（株）名古屋工場

（ア）組織図

自衛消防隊組織図（日中）名工



自衛消防隊組織図(夜間・休日) 名工



◎隊長：当直 保安主任
○副隊長：当直 副保安主任

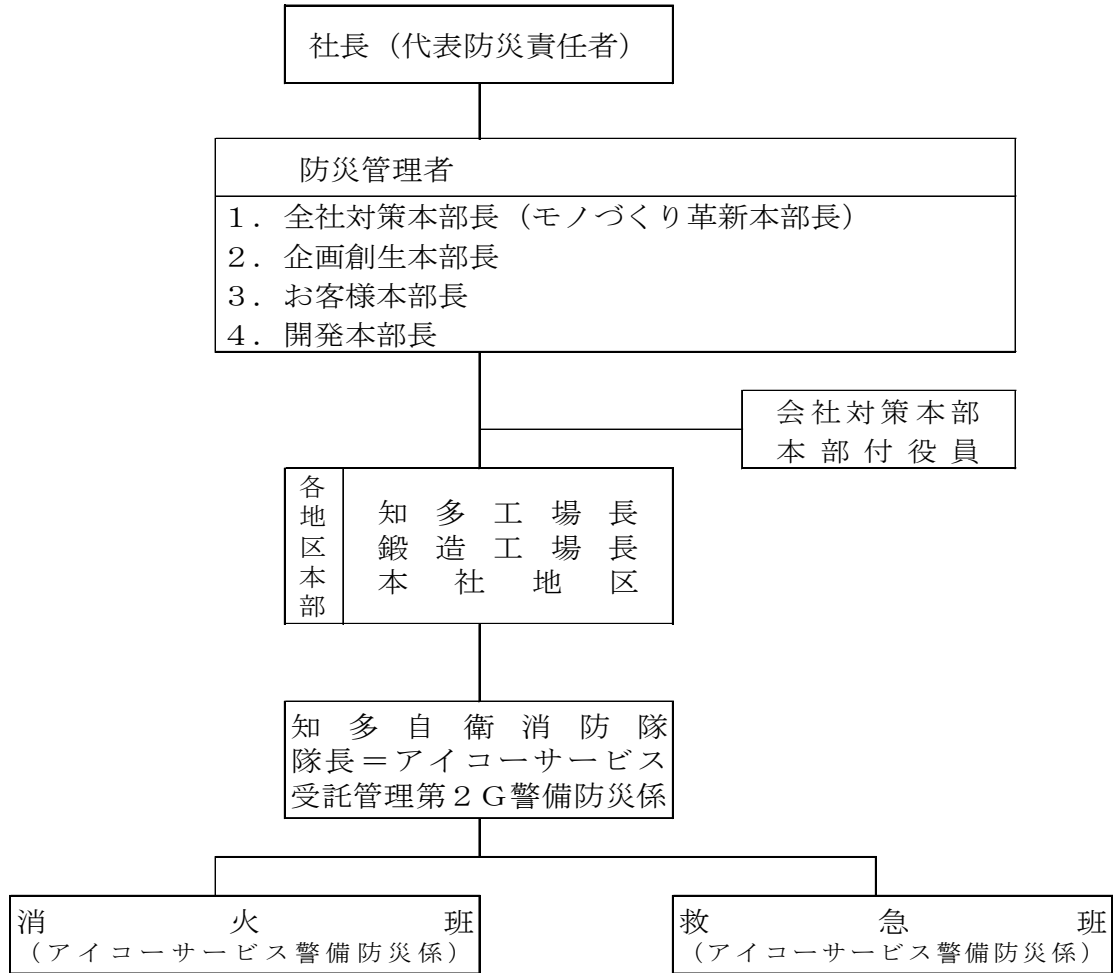
*通報担当：検査課員

異常事態発生時の通報と対応基準(名工)に基づき社内関係者に通報する

注) SDPは、三洋化成の一組織として編入する。

オ 愛知製鋼株式会社知多工場・鍛造工場

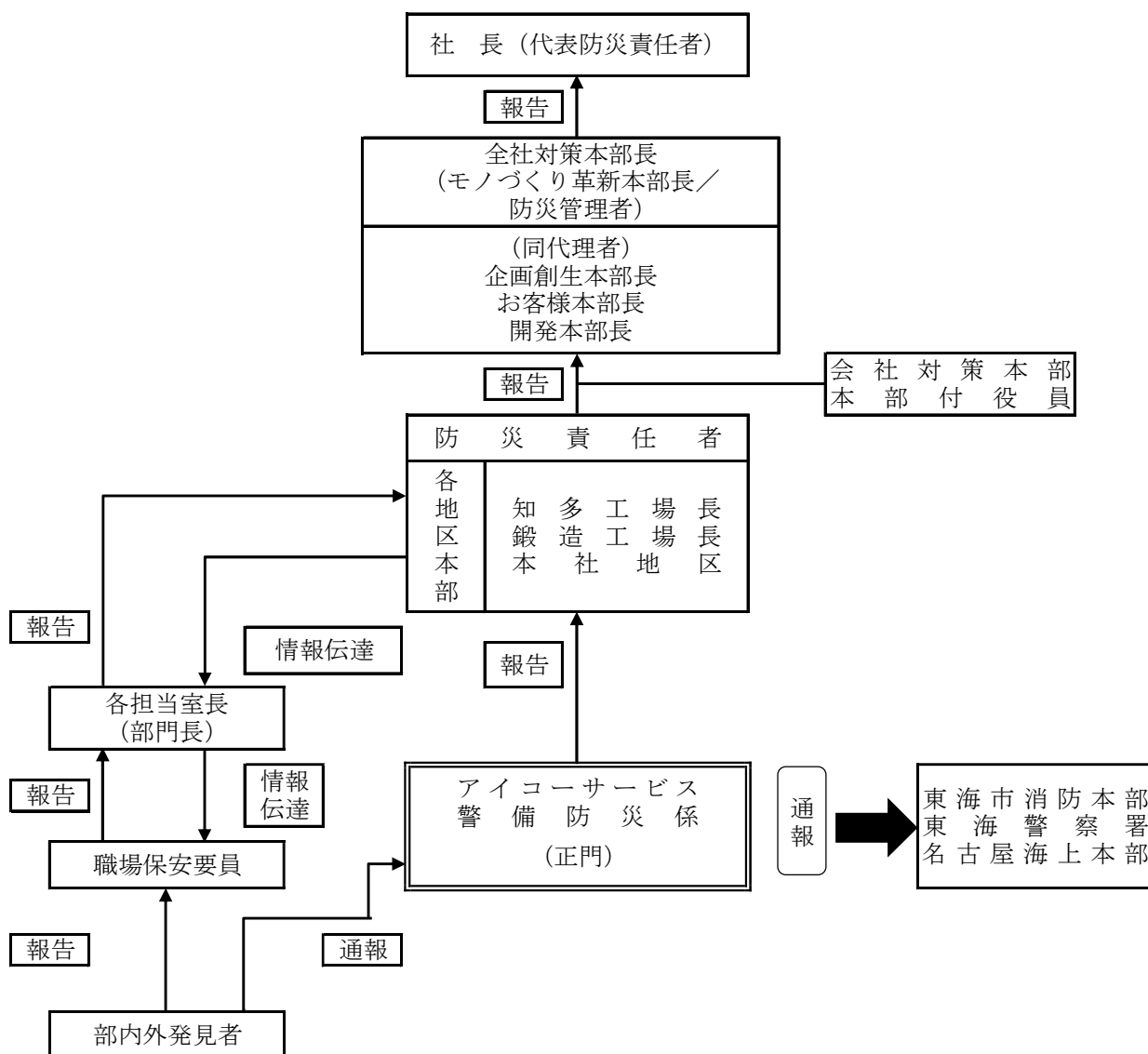
(ア) 組織図



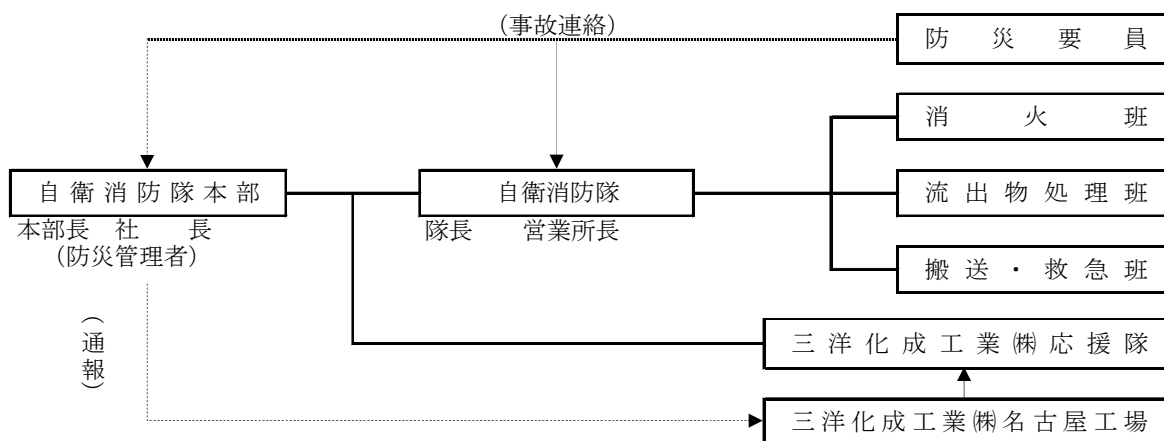
(イ) 各班の所掌事務

- | | | |
|-------|-----|--|
| 消 防 班 | 陸 上 | 消防班は火災の連絡を受けたときは直ちに消防隊長に通報し指示を受けると共に消火活動を行う。 |
| | 海 上 | 漏油が海上に流出の連絡を受けたときは直ちに海上班はオイルフェンスを展開し拡散防止に対応する。
消防署へ通報し応援依頼と指示を仰ぐ。 |
| 救 急 班 | | 救急車による負傷者の搬出活動
社外ドクターヘリの要請 |

(ウ) 緊急連絡系統



カ 三洋化成ロジスティクス(株)



注記 社長不在時は営業所長が代行する。

2 協議会

(1) 協議会名 東海市臨海工業地帯保安連絡協議会

(2) 設 置 昭和46年8月27日

昭和52年4月28日（石油コンビナート等特別防災区域協議会として発足）

(3) 構成事業所

東海市石油コンビナート等特別防災区域内事業所 44社

ブロックNo.	会 社 名	ブロックNo.	会 社 名
A-1	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	A-4	愛 知 製 鋼 (株)
	伊 藤 機 工 (株) 知 多 工 場		トヨタ自動車(株)名港センター
	川 一 産 業 (株) 名 古 屋 支 店		豊田スチールセンター(株)
	鬼 頭 鋼 材 (株)	B-1	日 本 製 鉄 (株) 名 古 屋 製 鉄 所
	協 材 興 業 (株) 名 古 屋 事 業 所		(株) 名 古 屋 サ ン ソ セ ン タ ー
	協 栄 興 業 (株)		日 東 亜 鉛 (株) 名 古 屋 工 場
東 邦 ガ ス (株) 技 術 研 究 所	日 鉄 物 流 (株) 名 古 屋 支 店		
鶴 田 石 材 (株)	富 士 ス チ ー ル ワ ー ク (株)		
日 鉄 ド ラ ム (株) 名 古 屋 工 場	矢 橋 工 業 (株) 名 古 屋 事 業 部		
J F E 物 流 中 部 (株)	産 業 振 興 (株) 名 古 屋 事 業 所		
宇 部 生 コ ン ク リ ー ト (株) 名 古 屋 工 場	宝 石 油 機 工 (株) 東 海 事 業 所		
ア ロ ン 化 成 (株) 名 古 屋 工 場	栃 木 合 同 輸 送 (株) 知 多 事 業 所		
東 邦 ガ ス テ ク ノ (株) 名 南 改 良 士 セ ン タ ー	伊 勢 湾 海 運 (株) 日 本 製 鉄 事 業 部		
A-3	三 洋 化 成 工 業 (株) 名 古 屋 工 場	B-2	大 森 石 油 (株) 東 海 事 業 所
	三 洋 化 成 ロ ジ ス テ ィ ク ス (株)		日 鉄 ス ラ グ 製 品 (株)
	東 レ (株) 東 海 工 場		黒 崎 播 磨 (株) 名 古 屋 支 店
	丸 定 産 業 (株)		日 鉄 鋼 管 (株) 名 古 屋 製 造 所
	名 古 屋 油 化 (株)		(株) テ ッ ゲ ン 名 古 屋 支 店
	サ ン ノ プ コ (株) 名 古 屋 事 業 所		日 鉄 テ ッ ク ス エ ン ジ (株) 名 古 屋 支 店
	東 レ ・ デ ュ ポ ン (株) 東 海 事 業 場		大 同 特 殊 鋼 (株) 鋼 材 知 多 工 場
	東 レ ・ フ ァ イ ン ケ ミ カ ル (株) 東 海 工 場	丸 太 運 輸 (株) 知 多 営 業 所	
	東 洋 運 輸 (株) 東 海 営 業 所	大 同 テ ク ニ カ (株) 知 多 事 業 所	

(4) 事務局 東レ(株)東海工場

(5) 役員 会長 1名

副会長 1名

理事 6名

監事 2名

第3 応援協力体制

1 東海市と他機関との協定

協 定 名	協 定 機 関	協定年月日
知多地域消防相互応援協定	半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合	昭和54年3月20日
消 防 相 互 応 援 協 定	名古屋市	昭和54年5月25日
東海市臨海工業地帯における相互援助に関する協定	東海市臨海工業地帯保安連絡協議会の加盟44事業所	昭和48年5月1日
東海市消防本部と東海市臨海工業地帯保安連絡協議会との防災協定	東海市臨海工業地帯保安連絡協議会	昭和48年4月30日
名古屋海上保安部と東海市消防本部との業務協定	名古屋海上保安部	昭和45年5月1日
愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県内24市2町8組合	平成15年4月1日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県 38市14町2村8組合	令和4年4月1日
中部国際空港消防相互応援協定	名古屋市、大府市、知多市、常滑市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合	平成16年9月30日

2 協議会間の応援協定

協 定 名	協 定 機 関	協定年月日
名古屋港臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内協議会相互応援協定	東海市臨海工業地帯保安連絡協議会	平成10年4月30日
	知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会	
	名古屋市域石油コンビナート等特別防災区域協議会	

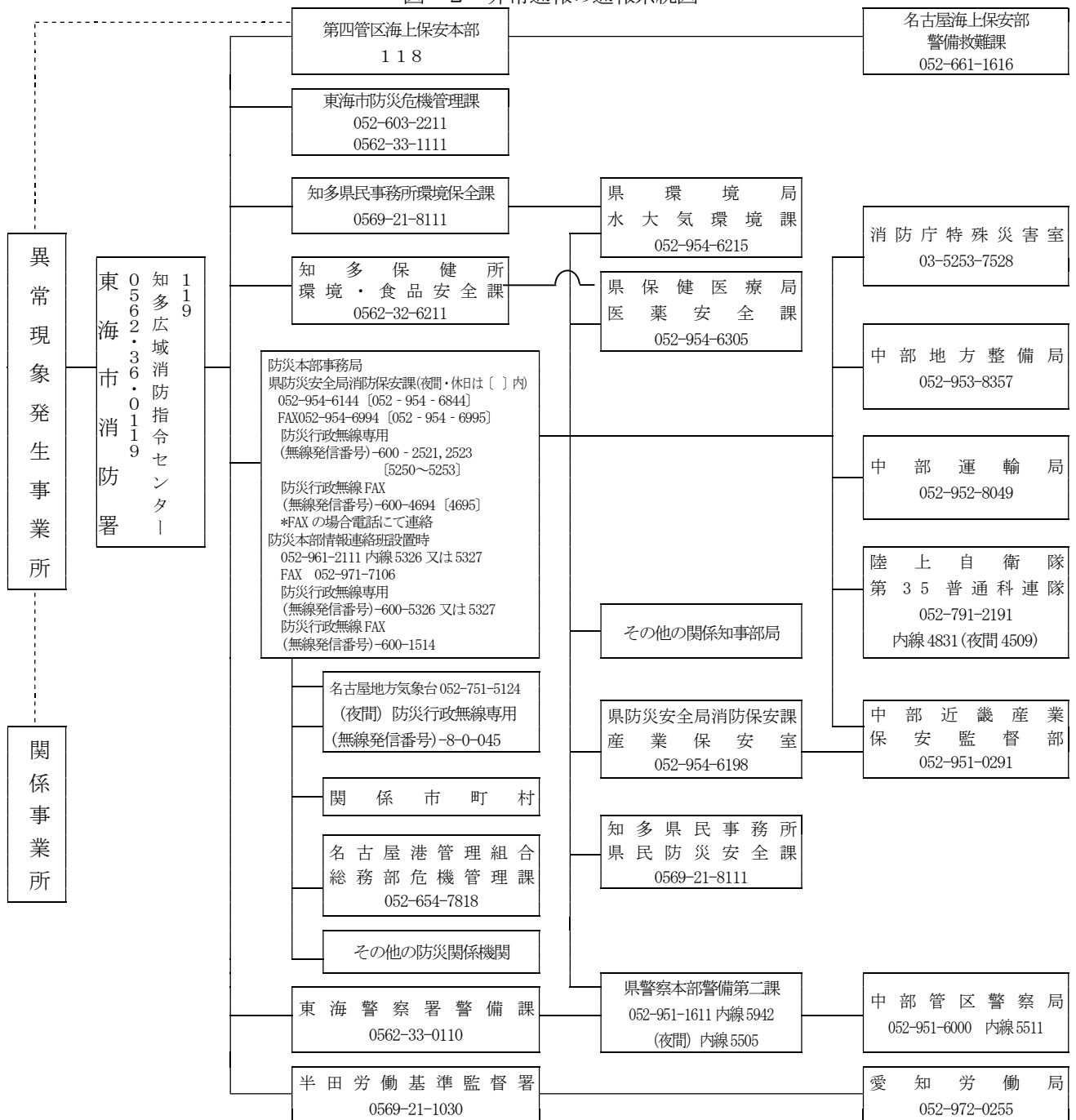
第2節 通報連絡体制

第1 通報系統

1 非常通報の通報系統

- (1) 異常現象発生事業所は、法第23条第1項に基づき消防署に通報するほか、関係事業所に連絡する。
 また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部救難課運用司令センター(118番)にも通報するものとする。
- (2) 消防署は、特定事業所から前項の通報を受けた場合は、速やかに総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式(特定の事故)」により図-2「非常通報の通報系統図」に示された関係各機関に通報する。
- なお、第1報通報後、通報内容に変動が生じた場合は、適宜第2報以降を通報する。

図-2 非常通報の通報系統図



2 気象情報等の伝達系統

気象情報等は次に定めるところにより、住民、特定事業所、船舶等に伝達するものとする。

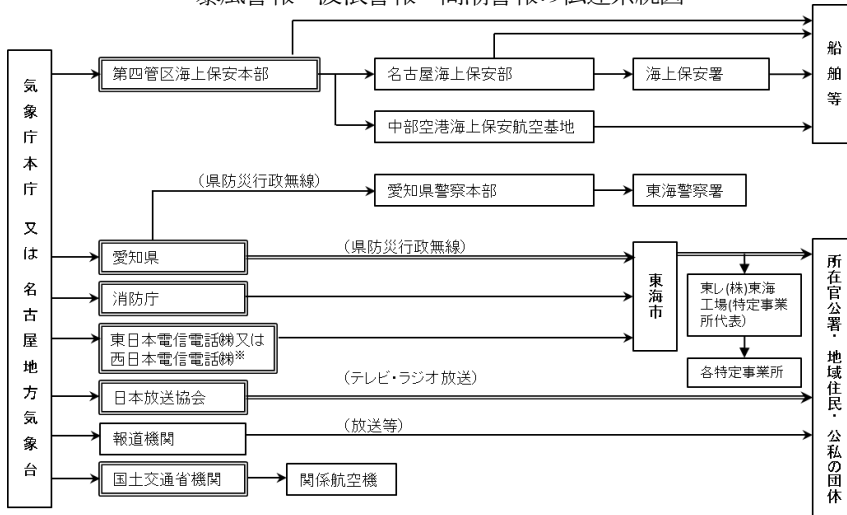
(1) 気象情報等の種類

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報

(2) 伝達系統

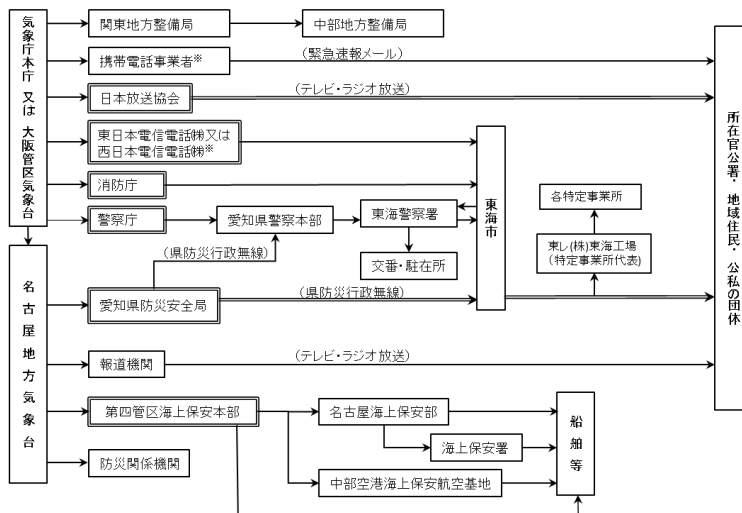
気象情報等の伝達系統は次のとおりとする。

大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨警報・暴風警報・波浪警報・高潮警報の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波警報等の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
注) 津波警報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報、南海トラフ地震に関連する情報。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 情報の収集及び伝達

1 収集及び伝達の方法

(1) 特定事業所

発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等については、総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式(特定の事故)」により、市消防本部(現地本部が設置されている場合は、同本部事務局)へ報告する。

(2) 市消防本部

災害発生事業所等からの情報及び自ら収集した情報を第1「通報系統」の図-2「非常通報の通報系統図」により関係各機関(現地本部が設置されている場合は同本部事務局)に伝達する。

(3) その他の防災関係機関

市消防本部以外の各防災関係機関は、各々その組織を通じて所掌する防災活動の内容等の情報収集に努めるとともに収集した情報を防災本部事務局(現地本部が設置されている場合は同本部事務局)に伝達する。

2 情報の伝達時期及び内容

(1) 災害発生の直後

災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(2) 災害応急対策の実施中

ア 災害の状況

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 今後予想される災害の態様

エ 今後必要とされる対策

オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

カ その他必要な事業

(3) 災害応急対策の完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施するものとし、方法等については、東海市地域防災計画を準用する。

4 報告書の提出

(1) 特定事業所の通報義務者は、当該特定事業所における事故について、総論編掲載の様式1「石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書」(正本1通、副本2通)により、事故発生から10日以内に市長に報告する。

(2) (1)による報告書の提出を受けた市長は、副本1通を(3)に定める事故報告に添付して県に提出するものとする。この場合、次の事項に関する意見を添付する。

ア 現行法令、基準類に対する意見

イ 実験研究を要すると思われる事項

ウ 経済産業省、総務省消防庁に対する要望

エ その他市長が必要と認める事項

- (3) 市長は、特定事業所における事故について総論編掲載の様式2「事故報告」を事故発生月の翌月の15日までに防災本部事務局長宛てに提出するものとする。

第3 災害広報

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 東海市
- (3) 防災関係機関

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

特別防災区域内の各事業所は、災害が拡大するおそれがある場合、現地本部へ通報するとともに、広報班を編成し事業所所有の広報車等を利用して、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(2) 市の措置

災害発生事業所から通報を受けた現地本部は、特別防災区域周辺の住民に対し重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、広報係に対して総論編第6章第5節「災害広報」が迅速かつ適切に行われるよう取り計らうものとする。また、報道機関の行う取材活動に積極的に協力するものとする。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、それぞれ得た情報及び関係機関から得た情報を必要に応じ所有の広報手段をもって地域住民等に周知するものとする。

第3節 救出救護

1 実施機関

区分	機関名
救出	1. 東海市（消防署警防課） 2. 県警察（東海警察署） 3. 名古屋海上保安部
救急搬送	1. 東海市（消防署警防課） 2. 県警察（東海警察署） 3. 名古屋海上保安部
医療救護	1. 東海市（医療班、救護班）（市地域防災計画の定めによる） 2. その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市、県警察、名古屋海上保安部の措置

区分	東海市	県警察（東海警察署）	名古屋海上保安部
救出	災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出し、その者を保護する。	市及び関係機関と密な連携のもとに、被災者の救出を行う。	市及び県警察と連携して、被災者の救出を行う。
救急搬送	傷病者に対して応急手当を施した後、救急車等により医療機関へ搬送する。	負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。	救出した被災者のうち、負傷者等医療救護を要する者については、市及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（医療救護所を含む）に収容する。
医療救護	避難場所及び災害現場において、傷病者に対して応急医療を実施するとともに必要に応じ医療救護所を開設する。 医療救護の実施が困難な場合は、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して応援の要請を行う。		医療機関等より応援の要請を受けた名古屋海上保安部は積極的にその業務に協力する。

(2) その他の防災関係機関及び特定事業所等の措置

ア 県は市から要請があった場合、災害対策本部の指示により、必要な医療救護班の編成を災害拠点病院、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に要請し、出動する。

さらに、医療及び助産の確保を必要とする場合は、自衛隊、国立病院機構又は他県に対して応援を要請する。

イ 日本赤十字社愛知県支部、県医師会及び国立病院機構は、県から応援要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、必要な医療救護を実施する。

ウ 特定事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

3 応援協力関係

市は、救出救護等について、救護ができない者又は救護が適当でない者については、国立及び公立の病院、診療所並びに市内の医療機関において治療又は入院治療を委託するものとする。

第4節 避難

1 実施機関

- (1) 東海市
- (2) 県警察（東海警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 市の措置

災害により危険が急迫し、地域住民の生命身体の保護が必要と認められるときは、地域住民に対し避難のための立ち退きを指示して安全な場所へ避難させるものとし、方法等については市地域防災計画風水害等災害対策第3編第9章を準用する。

なお、避難場所一覧は表－3、避難誘導の分担は表－4、避難路図は図－3のとおりである。

表－3 避難場所一覧

市町村名	避難地区名	施設名	所在地	収容可能人員		施設の種類 (鉄筋 木造) 階	炊事施設の有無	寝具類(式)	特別からの 防 災 区 域 (m)	電話番号
				長期 (人)	短期 (人)					
東 海 市	南柴田町 新宝町 地区	名和中学校	東海市名和町中首羅 1-1	328	986	鉄筋4階建	—	—	1,550	(052) 601-2240
		名和小学校	〃 〃 山東10	235	706	鉄筋3階建	—	—	1,200	603-1151
	東海町 地区	平洲小学校	〃 荒尾町片坂1	231	695	鉄筋3階建	—	—	1,600	603-0024
		平洲中学校	〃 富貴ノ台5-181	332	997	鉄筋4階建	—	—	1,450	601-2740
	荒尾町 地区	上野中学校	〃 名和町奥平戸28	342	1,027	鉄筋3階建	—	—	550	603-1248
	元浜町 地区	横須賀中学校	〃 高横須賀町 猫狭間2	332	997	鉄筋3階建	—	—	2,500	(0562) 32-2241

表－４ 避難誘導の実施分担

施設名	誘導班 (担当係)	避難所班 (担当係)	連絡窓口
名和中学校	警防課、消防団	避難所配備員・地域班配備員	(052)601 - 2240
名和小学校	〃	〃	〃 603 - 1151
平洲小学校	〃	〃	〃 603 - 0024
平洲中学校	〃	〃	〃 601 - 2740
上野中学校	〃	〃	〃 603 - 1248
横須賀中学校	〃	〃	(0562)32 - 2241

(2) 県警察（東海警察署）の措置

ア 避難の指示

(ア) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長が立退きを指示することができないと認めるとき又は市長からの要求があったときは、自ら立退きを指示する。なお、この措置をとったときは、直ちに市長に通知する。

(イ) 災害で危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために、避難させる等必要な措置をとる。

イ 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、市と緊密な連絡のもとに現場の状況に応じ交通規制を実施するなど、避難を容易にするように努め、可能な限り市の定める避難場所に誘導する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

ア 名古屋海上保安部長は、避難のため必要と認めるときは、現場周辺の海域における船舶の航行を制限し、若しくは禁止する。

また、必要と認めるときは巡視艇により避難の誘導を行う。

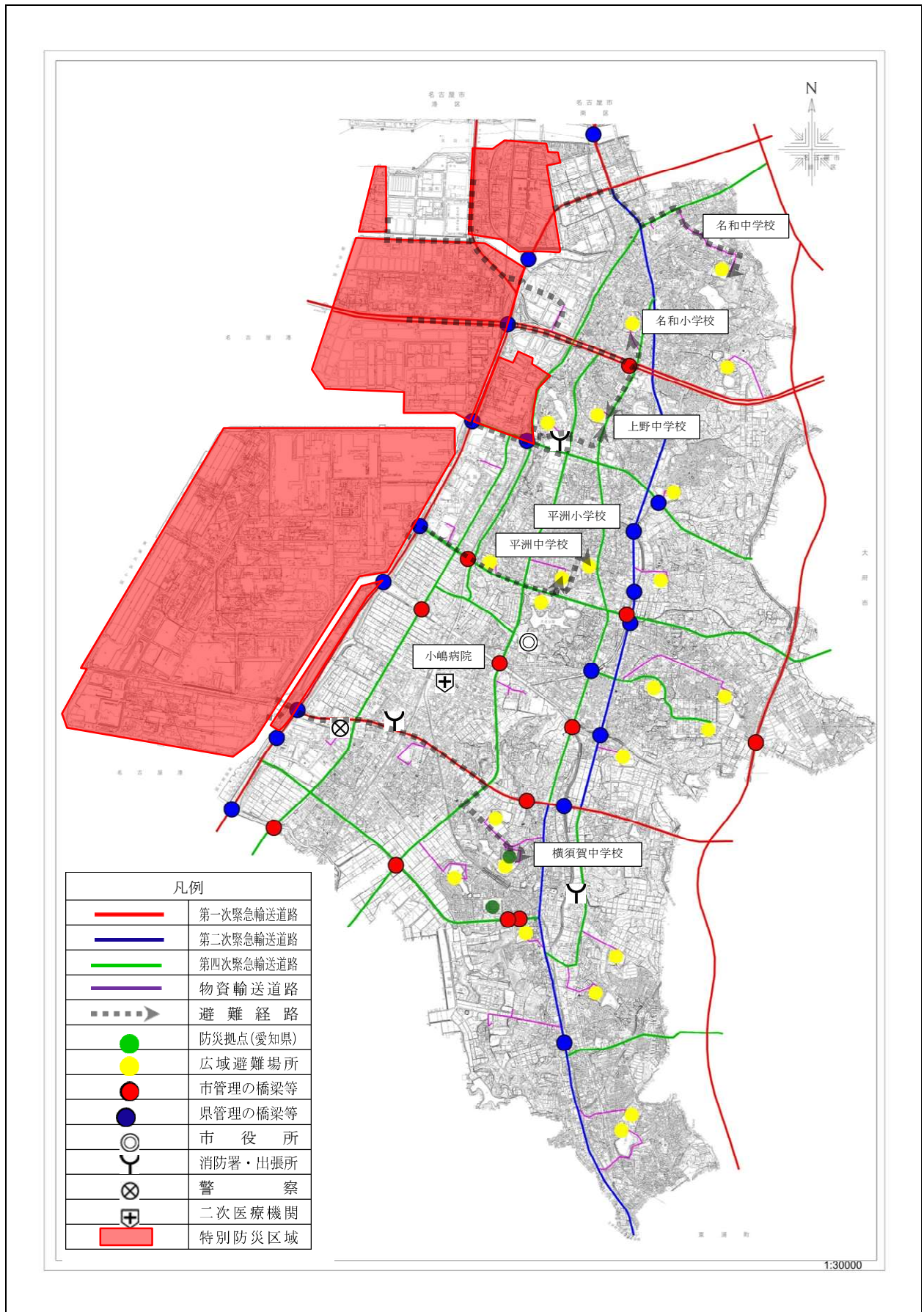
イ 市長又は防災本部長から応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

ウ 状況により名古屋海上保安部長は、他部署からの派遣を要請する。

3 応援協力関係

市長は、必要に応じ消防団、その他防災関係機関に応援協力を要請する。

図一 3 避難路及び緊急輸送路図



第5節 警 戒 警 備

1 実施機関

- (1) 東海市
- (2) 県警察（東海警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 市の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特別防災区域及びその周辺における人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

また、警戒警備の実施にあたっては、関係警察署及び防災関係機関と協力して行うものとする。

(2) 県警察（東海警察署）の措置

ア 警察署長は、市長（消防署長等）の要求があった場合、この要求に基づき警戒区域を設定する。前記設定権者が現場にいないときは、災害の規模により図-4「交通規制計画の第1次～第3次規制地域を基準として警戒区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、地域住民の安全と救助活動等応急措置の円滑を図るように努める。

ウ 警戒線は、立看板、ロープ、赤旗、赤色灯等の資器材を活用して設定し、住民に徹底する。

エ 警戒線及びその周辺には必要な人員を配置し、立入禁止等の群衆整理を行う。

オ 警戒線及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防取締りを行う。

(3) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部長は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域に設定し、船舶の航行規制など必要な措置を行う。

第6節 緊急輸送

1 実施機関

- (1) 東海市（都市建設部、消防本部）
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 市は、必要な場合ただちに泡消火薬剤、土のう、油吸着剤等の災害応急対策用資器材の応援が求められるように、あらかじめ必要な輸送力の確保に努めるものとする。

イ 緊急輸送の必要が生じた場合は、図－3「避難路及び緊急輸送路図」に定める緊急輸送路等により、最も適切な方法で輸送するものとする。

(2) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部は、巡視艇により災害対策要員及び必要資器材の輸送に当たる。

なお、状況により名古屋海上保安部長は、他部署からの派遣を要請する。

(3) その他の防災関係機関及び特定事業所の措置

その他の防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

- (1) 輸送力に不足を生じた場合、防災関係機関、事業所等に対し応援の要請をするものとする。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

第7節 交通規制

1 実施機関

- (1) 道路管理者
- (2) 県警察（東海警察署等）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊等により交通が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 県警察（東海警察署等）の措置

ア 規制の方法

県警察（東海警察署等）は、発生した災害の規模に応じ図－4「交通規制計画」により、必要な交通規制を実施する。

イ 標識の設置

交通規制を行う場合は、必要なところに規制内容を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要するため標識の設置が困難なときは、現場警察官の指示、その他適宜の方法により通行の禁止、制限等の規制を実施したことを明示する。

ウ 広報

交通規制の広報については、立看板、案内板、広報車等の活用を図るほか、ラジオ、テレビ等の積極的な協力を得て実施する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

ア 規制の方法

名古屋海上保安部長は、災害発生海域及びその周辺海域における船舶交通の安全を確保するため必要があるときは、危険海域を設定し、危険海域内の船舶に対し、その海域から退去を、あるいはその海域に進入してくる船舶の進入禁止等を命ずる。また、災害応急対策活動の遂行上支障のある海域を船舶禁止区域とするほか、付近船舶に対し、う回航路を設定し、又は速力制限を行い防災活動を阻害しないよう措置する。

イ 標識の設置








交通規制海域を明示するため浮標等の標識を設置する。

ウ 広報

交通規制海域を設定した場合、現場においては巡視船艇により航行船舶等に周知するとともに、その旨を緊急通信、安全通信、港長公示等によるほか報道関係への協力要請により周知徹底する。

図 - 4 交通規制計画

凡 例

記号	内容
	特 別 防 災 区 域
	緊 急 交 通 路
	規 制 路 線 及 び 番 号
	規 制 地 域
	要 員 配 置 地 点 及 び 番 号 規 制 地 点 整 理 地 点
	う 回 路
	警 察 署

規制の区分

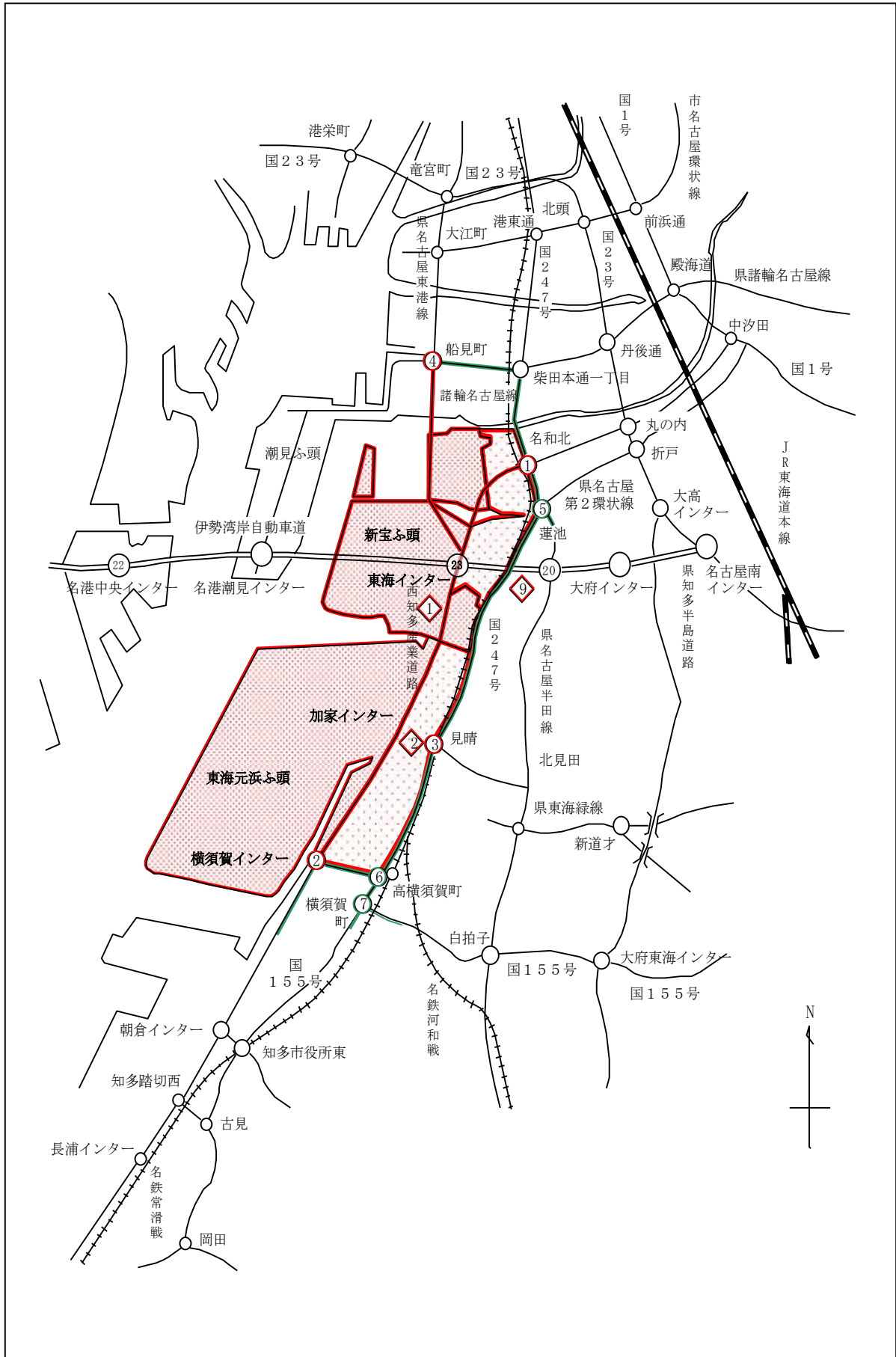
区 分	内 容
第1次規制	事故発生直後において実施する。
第2次規制	災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、規制路線（地域）を拡大強化する。
第3次規制	災害の拡大防止のため、特に広域規制が必要と認められる場合に実施する。

新宝ふ頭、東海元浜ふ頭の交通規制計画

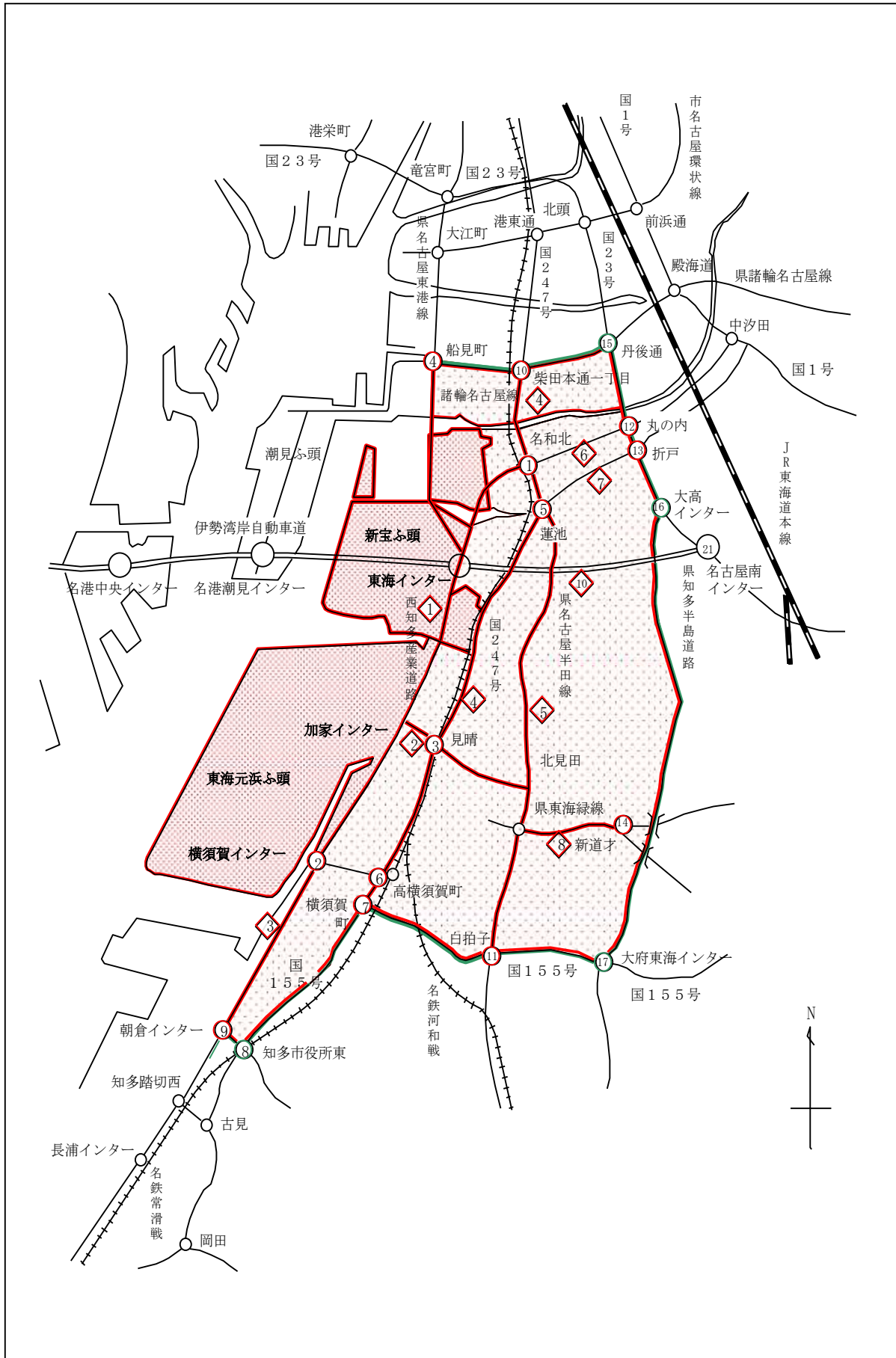
区域別	区分	交通規制路線 (区域)	要員配置地点																																		
			番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容																															
名古屋市・新宝ふ頭・東海元浜ふ頭	第1次規制	<p>㊦247号の以西地域への一般車両の進入を禁止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊦247号 (西知多産業道路)</td> <td>名和北～横須賀インター</td> <td>6.3 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦大池北線</td> <td>加家インター～見晴</td> <td>0.6 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦302号</td> <td>東海インター～一本木</td> <td>1.4 km</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距離	◇	㊦247号 (西知多産業道路)	名和北～横須賀インター	6.3 km	◇	㊦大池北線	加家インター～見晴	0.6 km	◇	㊦302号	東海インター～一本木	1.4 km	①	東海	名 和 北	西進禁止															
	番号	路線名	区間	距離																																	
◇	㊦247号 (西知多産業道路)	名和北～横須賀インター	6.3 km																																		
◇	㊦大池北線	加家インター～見晴	0.6 km																																		
◇	㊦302号	東海インター～一本木	1.4 km																																		
第2次規制	<p>㊦諸輪名古屋線、㊦23号、㊦知多半島道路及び㊦155号に囲まれた地域内への一般車両の進入を禁止し、上記路線をう回路とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊦155号 (西知多産業道路)</td> <td>朝倉インター～横須賀インター</td> <td>2.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦247号</td> <td>柴田本通1丁目～横須賀町</td> <td>7.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦名古屋半田線</td> <td>白拍子～蓮池</td> <td>6.0 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦名古屋第2環状線</td> <td>丸の内～名和北</td> <td>1.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦大高東西線</td> <td>折戸～蓮池</td> <td>1.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦東海緑線</td> <td>新道才～富木島</td> <td>0.8 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦302号</td> <td>一本木～大府インター</td> <td>1.2 km</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距離	◇	㊦155号 (西知多産業道路)	朝倉インター～横須賀インター	2.5 km	◇	㊦247号	柴田本通1丁目～横須賀町	7.5 km	◇	㊦名古屋半田線	白拍子～蓮池	6.0 km	◇	㊦名古屋第2環状線	丸の内～名和北	1.5 km	◇	㊦大高東西線	折戸～蓮池	1.5 km	◇	㊦東海緑線	新道才～富木島	0.8 km	◇	㊦302号	一本木～大府インター	1.2 km	②	〃	横須賀インター	北進禁止
番号	路線名	区間	距離																																		
◇	㊦155号 (西知多産業道路)	朝倉インター～横須賀インター	2.5 km																																		
◇	㊦247号	柴田本通1丁目～横須賀町	7.5 km																																		
◇	㊦名古屋半田線	白拍子～蓮池	6.0 km																																		
◇	㊦名古屋第2環状線	丸の内～名和北	1.5 km																																		
◇	㊦大高東西線	折戸～蓮池	1.5 km																																		
◇	㊦東海緑線	新道才～富木島	0.8 km																																		
◇	㊦302号	一本木～大府インター	1.2 km																																		
			③	〃	見 晴	西進禁止																															
			④	港	船 見 町	南進禁止																															
			⑤	東海	蓮 池	緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導																															
			⑥	〃	高横須賀町																																
			⑦	〃	横 須 賀 町																																
			⑧	〃	その他主要地点	地域内への車両の進入禁止その他整理誘導																															
			⑩	〃	一 本 木	西進禁止																															
			⑫	高速	名港中央 I . C . (本線上)	上り線通行禁止 本線車両を流出誘導																															
			⑬	〃	東海 I . C . (本線上)	下り線通行禁止 本線車両を流出誘導																															
			④	港	船 見 町	南進禁止																															
			⑩	南	柴田本通1丁目	南進禁止																															
			⑨	知多	朝 倉 インター	北進禁止																															
			⑦	東海	横 須 賀 町	北進禁止																															
			⑪	〃	白 拍 子	北進禁止																															
			⑫	緑	丸 の 内	西進禁止																															
			⑬	〃	折 戸	西進禁止																															
			⑭	東海	新 道 才	西進禁止																															
			⑮	南	丹 後 通	緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導																															
			⑯	緑	大高インター																																
			⑰	東海	大府東海インター																																
			⑱	〃	知多市役所東																																
			⑲	東海、港緑南知多	その他主要地点	地域内への車両の進入禁止その他整理誘導																															
			⑳	東海	名古屋南インター	西進禁止																															

区分 規制 区域別		交通規制路線（区域）	要員配置地点			
			番 号	署 別	地 点（交 差 点） 名	規 制 内 容
名古屋港臨海地区	東海市・新宝ふ頭・東海元浜ふ頭	災害の拡大防止のため、特に広域規制が必要と認められるときは、災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、「南一区、南二区交通規制区」による一般車両のう回規制を行い、地域内への車両の進入を禁止、制限する。		蟹江	稲 荷 西	
				〃	西 神 戸	
				〃	芝 切	
				中 川	一 色 大 橋 東	
				〃	太 平 通	
				熱 田	六 番 町	
				〃	一 番 2	
				〃	中 瀬	
				瑞 穂	神 穂 通 1	
				南	千 籠 通 1	
				〃	前 浜 通	
				〃	本 地 通 1	
				緑	星 崎 1	
				愛 知	豊 明 インター	
				東 海	共 和 インター	
	緑	大 高 インター				
	東 海	大 府 東 海 インター				
	〃	白 拍 子				
	〃	東 海 警 察 署 東				
	〃	横 須 賀 インター				
	関 係 署	そ の 他 主 要 地 点				

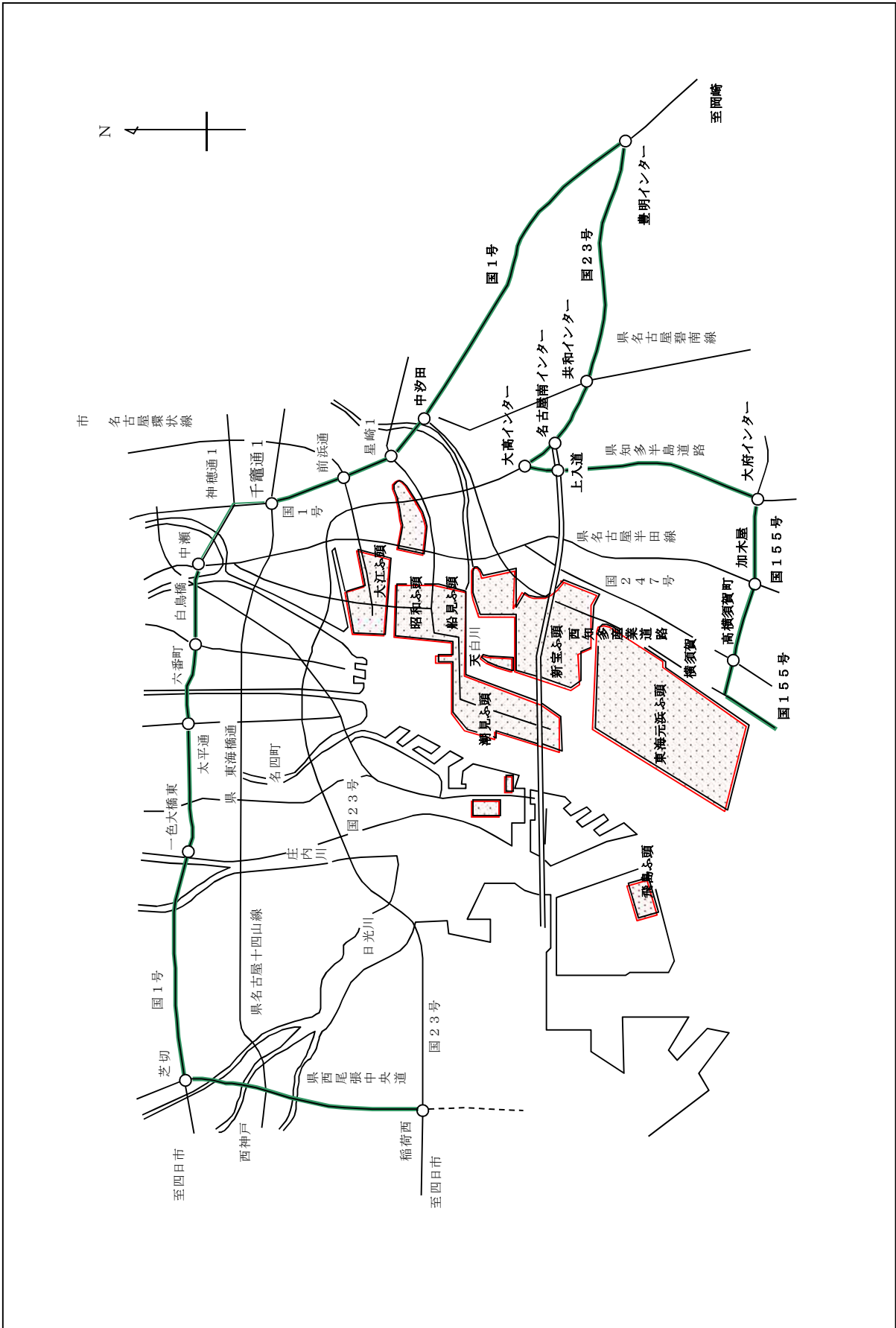
新宝ふ頭、東海元浜ふ頭の交通規制図（第1次）



新宝ふ頭、東海元浜ふ頭の交通規制図（第2次）



新宝ふ頭、東海元浜ふ頭交通規制図（第3次）



第8節 災害別応急対策

第1 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 東海市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 屋外タンク貯蔵所に漏洩、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 一般的な措置

- a 危険物の漏洩、火災及び爆発物等が発生するおそれがある事態が生じたときは、取扱作業（機器等の運転を含む）を停止し、直ちに構内緊急通報を発する。
- b 危険物の漏洩、火災及び爆発等の事態が生じたときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を有効に活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。
- c 自衛防災組織及び共同防災組織の消防隊は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。
- d 付近住民に被害が及ぶおそれがある場合は、付近住民に広報を行う。

(イ) 漏洩の場合の措置

- a 直ちに漏洩箇所の応急処置を講ずる。
- b 引火の危険性があるので、応急作業を行う前は、火気、電気設備等を直ちにしゃ断する等の措置を講じ、必要に応じ、事前に可燃性ガスの測定を行う。

(ウ) 火災の場合の措置

- a 構内の従業員等は、全ての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉鎖し、機器の運転を中止する。
- b 冷却注水及び冷却散水設備等による散水により、隣接タンクへの延焼防止に努めながら、火災タンクの固定消火設備により一挙に泡消火液を注入し、消火する。
- c 隣接タンク、設備等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、急きょ安全な場所に退避する等の処置を講じる。

イ 地震が発生したときは、次の措置を講ずる。

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急施設点検（一時点検）を行い、何らかの異常が認められた場合には、当該異常の内容を所在市町村（所轄消防本部（署））へ電話等により速やかに報告するものとする。

(イ) 危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を的確に把握し、可燃性ガス等による二次的被害を最小限に食い止める。

(ウ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏洩、流出の場合は、直ちに漏洩、損傷箇所等の点検を行い、必要に応じ応急処理を講じる。

災害の種類	出動体制	機関名 (部隊名)	人員	資 機 材	
火 災	全 出 動	日 本 製 鉄 (株) 名 古 屋 製 鉄 所	人 40 (16)	化学消防車 普通消防車 大型化学高所放水車 耐熱服 泡消火薬剤 (3%) 呼吸器	1台 1台 1台 2着 11,800 6個
	全 出 動	東レ(株)東海工場	49 (12)	大型化学高所放水車 泡原液搬送車 可搬放水銃 可搬式泡放水砲 (三千型) 耐熱服 泡消火薬剤(6%) 呼吸器	1台 1台 21基 1基 2着 29,600 27個
		そ の 他 の 特 定 事 業 所	(総論編参照)		

(注) 出動人員は防災要員の総数 () 内数字は1直の最小要員数

(2) 市の措置

災害の種類	出動体制	機関名	人員	資機材	活動内容	備考
火災	第1次 (第2出動)	消防署	12人	救助工作車 化学車 大型化学高所放水車 泡原液搬送車	①人命救助 を行う。 ②火災防御 に当たる。 ③資器材等 の調達を 行う。 ④情報の収 集、伝達を 行う。 ⑤避難誘導 を行う。	必要に応じ 人員、資器 材の増減を 図るものと する。
		消防署 北出張所	6人	タンク車 救急車		
		消防署 南出張所	3人	ポンプ車		
		消防本部	11人	指揮車 広報車2台		
火災	第2次 (特命出動)	第2出動以外の人員及び車両で特命のあったもの				

3 応援協力関係

現地本部を設置した場合、現地本部長は、必要に応じ防災関係機関へ出動を要請するものとする。

なお、大規模な災害が発生する場合は考えられるので、特別防災区域所在市町村は相互に一体となって、県下統一的な応援協力体制を確立するものとする。

第2 陸上施設からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 東海市
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

事業所名	人員	資 機 材	活 動 内 容
日本製鉄(株) 名古屋製鉄所	195人	オイルフェンス展張船 オイルフェンス 1,080m 油処理剤 1,998 ℓ 油吸着材 438 kg	① 通報連絡を行う。 ② 流出防止(オイルフェンス、土のう等)及び流出油回収を行う。 ③ 火災の防止に当たる。 ④ 資機材調達を行う。
東レ(株)東海工場	17	オイルフェンス展張船 オイルフェンス 1,080m 油処理剤 750 ℓ 油吸着材 385 kg	① 通報連絡を行う。 ② 活動の統括指揮を行う。 ③ 展張船委託契約に基づく出動要請を行う。 ④ 流出油の拡散防止、回収、吸着、分散等の措置を行う。 ⑤ 負傷者発生時の救急措置を行う。 ⑥ 土のう等による油流出防止措置を行う。 ⑦ 製造所等の異常防止措置を行う。 ⑧ 危険区域の設定及び立入禁止措置を行う。 ⑨ 部外者の対応及び誘導を行う。 ⑩ 環境パトロール及び工場内外の広報を行う。
大同特殊鋼(株) 知多工場		油処理剤 270 ℓ 油吸着材 170 kg	① 通報、連絡を行う。 ② 事故による排出物の停止、又は関係設備の停止を行う。 ③ 設備等の監視及び回収を行う。 ④ 各現場へ応援の依頼をする。
その他の 特定事業所			上記各社の活動内容に準ずる。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人員	資 機 材	数量	活 動 内 容	
第四管区海上保安本部 (名古屋海上保安部)	5人 115	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	 640 m 6,120 ℓ 484 kg 1 式 1 式	<ol style="list-style-type: none"> 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 巡視船艇を出動させ、防災関係機関と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止に当たる。 巡視船艇及び航空機により浮流油等調査並びに現場付近海域の警戒を行う。 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気の制限又は禁止等の措置を講ずる。 災害発生施設に対し、災害局限措置の指示を行う。 	
(衣浦海上保安署)	15	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	220 m 270 ℓ 335 kg		
(三河海上保安署)	17	油処理剤 油吸着材	918 ℓ 170 kg		
(中部空港海上保安 航空基地)	48	油処理剤 油吸着材	342 ℓ 69 kg		
(四日市海上保安部)	44	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット	1,000 m 6,600 ℓ 570 kg 1 式		
(鳥羽海上保安部)	78	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	140 m 4,572 ℓ 419 kg 1 式 2 式		
(鳥羽海上保安部 浜島分室)	12	油処理剤 油吸着材	620 ℓ 103 kg		
(尾鷲海上保安部)	54	油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	2,214 ℓ 399 kg 1 式 1 式		
東海市 (消防本部)	25	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	240 m 246 ℓ 138 kg		<ol style="list-style-type: none"> 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 沿岸漂着油の防除措置を講ずるとともに、地先海面の浮流油を巡視、警戒する。 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。 流出油対策上必要な資材の調達を行う。 流出油の拡大防止措置を行う。
名古屋港管理組合		オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	1,200 m 3,200 ℓ 350 kg		<p>港湾機能に支障を来たすおそれがある場合、又は名古屋海上保安部若しくは市町村から協力を求められた場合は、本組合所有の船舶、業務委託契約「流出油関係業務委託」の受注者所有の船舶及び名古屋港タグ事業協同組合との協定「災害時における曳き船による応急対策業務に関する協力協定」により協同組合員の所有又は運航する曳き船が処理に当たる。</p>

第3 着積船舶からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 東海市
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所
本節第2. 2. (1)の場合に準ずる。
- (2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資機材	活 動 内 容
名古屋海上保安部	本節第2. 2. (2)に同じ		①～④は本節第2. 2. (2)に同じ ⑤ 船体並びに流出油等の非常処分を行う。 ⑥ 災害発生船舶に対し、災害局限措置の指示を行う。
市	本節第2. 2. (2)に同じ		本節第2. 2. (2)に準ずる。
名古屋港管理組合	本節第2. 2. (2)に同じ		本節第2. 2. (2)に同じ

第4 海上火災

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 東海市
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置
 - ア 所有する防災船等により必要な消火活動を実施する。
 - イ 消火活動上必要な資器材の確保及び輸送を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人員	資 機 材	数量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5人			1. 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。 3. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行う。 4. 災害発生船舶又は施設に対し、局限措置の指示を行う。 5. 船体等の非常処分を行う。 6. 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火並びに他への波及防止に当たる。
（名古屋海上保安部）	115	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	7,200 ℓ 2,000 kg	
（衣浦海上保安署）	15	泡消火薬剤	100 ℓ	
（三河海上保安署）	17	泡消火薬剤	500 ℓ	
〔中部空港海上保安航空基地〕	48	泡消火薬剤	180 ℓ	
（四日市海上保安部）	44	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	13,400 ℓ 2,000 kg	
（鳥羽海上保安部）	78	泡消火薬剤	600 ℓ	
〔鳥羽海上保安部 浜島分室〕	12	泡消火薬剤	420 ℓ	
（尾鷲海上保安部）	54	泡消火薬剤	2,200 ℓ	
東 海 市	34	泡消火薬剤	23,800 ℓ	1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。 消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について十分に留意するものとする。 なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に綿密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。
名古屋港管理組合				1. 港湾管理者として、港湾施設を守るため防護活動を行う。 2. 港湾機能に支障を来たすおそれがある場合、又は名古屋海上保安部若しくは市町村から協力を求められた場合は、本組合所有の船舶及び名古屋港タグ事業協同組合との協定「災害時における曳き船による応急対策業務に関する協力協定」により協同組合員の所有又は運航する曳き船が初期消火活動に協力する。

3 応援協力関係

機関名	人員	資機材	数量	活 動 内 容
東海市臨海工業地帯保安連絡協議会	49人			「東海市消防本部と東海市臨海工業地帯保安連絡協議会との防災協定書」に基づき相互に密接な連携のもとに火災防御に当たる。